

教育委員会定例会日程

平成 23 年 10 月 25 日

1 開 会

2 前回の会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 協議事項

(1) 小田原市社会教育委員からの意見陳述について (資料 1 生涯学習課)

5 報告事項

(1) 小田原市学区審議会からの答申について (資料 2 教育総務課)

6 議事

日程第 1

議案第 29 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について (教育総務課)

日程第 2

議案第 30 号

指定変更許可基準の変更について (教育総務課)

7 報告事項

(2) 市議会 9 月定例会及び決算特別委員会の概要について

(資料 3 教育部、文化部)

(3) 平成 23 年度上半期寄付採納状況について (資料 4 教育総務課)

(4) 12 月補正予算について (資料 5 保健給食課、文化財課)

(5) 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 城下町」の開催について

(資料 6 青少年課)

(6) 腐葉土の放射性セシウムの検査結果と対策について (資料 9 保健給食課)

(7) 小中学校における通知表誤記入について (資料 10 教育指導課)

8 その他

(1) 県教育委員会連合会「東日本大震災の被災地の子どもたちへの支援の企画」について (資料 7 教育総務課)

(2) 「今年度教科書採択の反省から次回への要望」について (資料 8 教育指導課)

9 閉会

議案第29号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、議決を求める。

平成23年10月25日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(入学期日等の通知及び学校の指定) 第5条 (略) 2 (略) 3 <u>前項の規定は、保護者から片浦小学校へ就学させようとする旨の申出があった場合は、適用しない。</u>	(入学期日等の通知及び学校の指定) 第5条 (略) 2 (略)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定に基づき並びにこれを実施するため、市に住所の存する児童生徒等の保護者に係る就学義務及び市立学校における教育の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

（法令の略称）

第2条 この細則で、次の表の左欄に掲げる法律及び命令は、同表の当該右欄に掲げるよう略称する。

左欄	右欄
学校教育法	法
学校教育法施行令	施行令
学校教育法施行規則	施行規則

（定義）

第3条 この細則で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 児童生徒等 施行令第4条に規定する「児童生徒等」をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する「保護者」をいう。
- (3) 就学予定者 施行令第5条第1項に規定する「就学予定者」をいう。
- (4) 視覚障害者等 施行令第5条第1項に規定する「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」をいう。
- (5) 学齢児童 法第18条に規定する「学齢児童」をいう。
- (6) 学齢生徒 法第18条に規定する「学齢生徒」をいう。

（入学期日等の通知及び学校の指定）

第5条 就学予定者のうち、視覚障害者等以外の者についてのその保護者に対するその入学期日についての通知及びその就学すべき市立の小学校又は中学校についての指定は、就学通知書（様式第2号）をもってする。

2 前項の規定は、別表に定める市立の小学校及び中学校の通学区域に応じて行うものとする。

第6条 前条の規定は、新たに学齢簿に記載された児童生徒等（視覚障害者等及び市立の小学校又は中学校に在学するものを除く。）、学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等以外の者で市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に在学しその全課程を修了する前に退学したもの並びに市立の小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等についてのその保護者に対する入学期日の通知及び就学すべき市立の小学校又は中学校の指定について、準用する。

第7条 児童生徒等（前2条に掲げる者以外の者を除く。次条において同じ。）を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対する当該児童生徒等の氏名及び入学期日についての通知は、就学者名簿（様式第3号）をもってする。

（学校指定の変更）

第8条 児童生徒等の就学すべき市立の小学校又は中学校の指定の変更についての申立ては、就学すべき学校の指定変更申請書（様式第4号）をもってしなければならない。

2 児童生徒等の就学すべき市立の小学校又は中学校の指定を変更することについての通知は、就学すべき学校の指定変更通知書（様式第5号）をもってする。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させることについての届出は、区域外就学等届（様式第6号）をもってしなければならない。

第10条 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者を市立の小学校又は中学校へ就学させようすることについての願い出は、区域外就学願（様式第7号）をもってしなければならない。

2 他の市町村に住所の存する児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者の市立の小学校又は中学校への就学の承諾を与えたときは、区域外就学承諾書（様式第8号）を交付するとともに、当該児童生徒等を就学させるべき市立の小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び就学期間を区域外就学通知書（様式第9号）をもって通知する。

別表（第5条関係）

小田原市立小学校及び中学校の通学区域

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
三の丸小学校	栄町一丁目 1番～16番、17番 7号～39号、18番 6号～37号、19番 栄町二丁目 1番～11番、12番 1号～15号、46号、13番 1号～27号、59号、60号 栄町三丁目 1番、10番 1号、2号、3号の一部、17号～37号、11番 1号～15号、20号～26号、12番～14番、19番 1号、2号、33号～39号 浜町一丁目 2番～4番、9番 19号～23号、10番 1号～17号、20号～43号 浜町三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 城内南町一丁目 南町二丁目 南町三丁目 南町四丁目 1番～5番 城山一丁目 1番～6番 51号、57号、58号の一部 城山二丁目 1番 7号～20号、27番 66号～77号、29番 城山三丁目 1番 1号～20号、2番～6番、10番 1号～9号、11番～31番 城山四丁目 十字（1,016番地を除く。） 板橋865番地
新玉小学校	栄町一丁目 17番 1号～6号、18番 1号～5号、20番 栄町二丁目 12番 16号～45号、13番 28号～58号、14番、15番 栄町三丁目 2番～7番、8番 1号～14号、9番、10番 3号の一部、4号～16号、11番 16号～19号、15番～18番、19番 3号～32号、20番～22番 栄町四丁目 中町一丁目 1番 19号、2番 1号、21号、22号、15番 4号 中町三丁目 浜町一丁目 1番、5番～8番、9番 1号～18号、24号～32号、10番 18号、19号、11番～16番 浜町二丁目 浜町四丁目
足柄小学校	扇町一丁目 15番 7号～30号、扇町二丁目～扇町五丁目 扇町六丁目 814番地～913番地、1,018番地 井細田（616番地を除く。） 多古（391番地～393番地を除く。） 久野77番地～79番地、81番地～83番地、85番地、86番地、138番地、139番地、148番地、153番地～161番地、164番～196番地、165番地、169番地、184番地～196番地、198番地～212番地、247番地、249番地～297番地、299番地～312番地、314番地～395番地、402番地～469番地

	番地、474番地～619番地、632番地、653番地～660番地、667番地～681番地、690番地～692番地、701番地～713番地、726番地、732番地、734番地～751番地、754番地～765番地、767番地～769番地、789番地、791番地～798番地、881番地～886番地、1,018番地～1,029番地、1,030番地の一部
芦子小学校	栄町三丁目8番15号 中町一丁目9番、12番～14番、15番1号～4号、5号の一部、6号～15号、城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番 城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番（1号～9号を除く。） 扇町一丁目1番～14番、15番1号～6号、31号～40号、16番～46番 緑 萩窪 谷津 池上 井細田616番地久野1番地～76番地、80番地、84番地、87番地～137番地、140番地～147番地、149番地～152番地、162番地、163番地、166番地～168番地、170番地～183番地、197番地、213番地～246番地、248番地、298番地、470番地～473番地、620番地～631番地、633番地～652番地、654番地の1、661番地～666番地、687番地～689番地、693番地～700番地、1,859番地～1,922番地
大窪小学校	南町四丁目6番～11番 十字1,016番地 板橋（210番地～362番地、865番地を除く。） 南板橋 風祭 入生田 水之尾
早川小学校	板橋210番地～362番地 早川 早川一丁目～早川三丁目
山王小学校	東町一丁目6番～32番 東町二丁目～東町五丁目
久野小学校	久野313番地、396番地～401番地、682番地～686番地、714番地～725番地、727番地～731番地、733番地、752番地、753番地、766番地、770番地～788番地、790番地、799番地～880番地、887番地～1,017番地、1,030番地の一部、1,031番地～1,858番地、1,923番地～4,871番地
富水小学校	扇町六丁目51番地～63番地、914番地～917番地、1,055番地～1,068番地 多古391番地～393番地 正寺254番地の一部、255番地～294番地、295番地の2、315番地、317番地～340番地、750番地～758番地、760番地～776番地、799番地～807番地、829番地～1,054番地 飯田岡2番地の1、3番地～34番地、46番地～69番地、70番地の2、71番地、72番地の1、79

	番地～83番地、97番地～111番地、133番地～660番地 堀之内317番地～327番地 柳新田42番地～48番地、50番地の3 小台1番地～59番地、352番地～358番地 新屋26番地～39番地、44番地～143番地、206番地～212番地、264番地～280番地 府川 北ノ窪 清水新田 1番地～126番地、134番地の2、135番地の2、135番地の6、136番地～301番地 穴部 穴部新田
町田小学校	中町一丁目1番（19号を除く。）、2番（1号、21号、22号を除く。）、3番～8番、10番～11番 中町二丁目 寿町一丁目～寿町五丁目 東町一丁目1番～5番
下府中小学校	中里 鴨宮3番地、4番地の一部、5番地の一部、6番地～29番地、36番地～40番地、129番地～143番地、147番地～162番地、163番地の一部、164番地～233番地、239番地～252番地、266番地～286番地、303番地～306番地、309番地、310番地 下新田262番地～264番地 酒匂924番地～944番地、954番地～996番地、1,040番地～1,055番地、1,122番地～1,129番地、1,374番地～1,442番地、1,444番地 前川1番地～245番地 1,580番地～1,595番地
桜井小学校	曾比 栢山1番地～1,043番地、1,077番地～1,134番地、1,137番地～1,139番地、1,141番地～2,143番地、2,146番地～2,148番地、2,149番地の1、2,197番地～2,288番地、2,291番地～2,294番地、2,338番地～2,893番地、2,911番地～2,951番地、2,996番地～3,016番地、3,051番地、3,054番地～3,071番地、3,301番地～3,308番地、3,320番地～3,338番地、3,562番地～3,583番地、3,595番地～3,950番地
千代小学校	別堀 高田 千代 永塚 東大友 西大友 延清
下曾我小学校	曾我原 曾我谷津 曾我別所 曾我岸 曾我光海 上曾我826番地、998番地
国府津小学校	国府津一丁目～国府津三丁目 国府津四丁目（1番1号を除く。） 国府津五丁目1番～6番、8番1号 国府津 田島 小八幡三丁目7番51号～55号 小八幡四丁目1番、10番1号～8号 小八幡
酒匂小学校	酒匂二丁目14番、21番 酒匂三丁目12番27号～34号 酒匂四丁目～酒匂

	六丁目 酒匂七丁目 2番～6番 小八幡一丁目 小八幡二丁目 小八幡三丁目（7番51号～55号を除く。） 小八幡四丁目（1番、10番1号～8号を除く。）
片浦小学校	石橋 米神 根府川 江之浦
曾我小学校	上曾我（826番地、998番地を除く。） 下大井 鬼柳 曾我 大沢
東富水小学校	正寺 1番地～253番地、254番地の一部、295番地の一部、296番地～314番地、316番地、341番地～749番地、759番地、777番地～798番地、808番地～828番地 中曾根 飯田岡 1番地、2番地の2、35番地～45番地、70番地の1、72番地の2、73番地～78番地、84番地～96番地、112番地～132番地 堀之内 1番地～126番地、136番地～209番地、242番地～261番地、436番地～439番地、441番地～459番地、栢山1,044番地～1,076番地、1,135番地、1,136番地、1,140番地
前羽小学校	国府津四丁目 1番1号 国府津五丁目 7番、8番（1号を除く。）、9番～14番 前川246番地～1,579番地 羽根尾（425番地、426番地、430番地の3、553番地～589番地を除く。） 中村原114番地の1、142番地
下中小学校	羽根尾425番地、426番地、430番地の3、553番地～589番地 中村原（114番地の1、142番地を除く。） 上町 小船 山西 沼代 小竹 川勾 東ヶ丘
矢作小学校	下堀 矢作 鴨宮 1番地、2番地、4番地の一部、5番地の一部、163番地の一部、234番地～238番地、253番地～265番地、287番地～302番地、307番地、308番地、311番地～905番地、1,016番地～1,040番地、1,056番地～1,061番地、上新田 中新田 1番地～22番地、243番地～340番地、362番地～365番地 下新田147番地～153番地、162番地～174番地、180番地～233番地 飯泉60番地～493番地
報徳小学校	堀之内127番地～135番地、210番地～241番地、262番地～316番地、328番地～435番地、440番地 柳新田（42番地～48番地、50番地の3を除く。） 小台（1番地～59番地、352番地～358番地を除く。） 新屋 1番地～25番地、40番地～43番地、144番地～205番地、213番地～248番地 清水新田127番地～134番地の1、135番地の1、135番地の4、135番地の5 栢

	山2, 144番地、2, 145番地、2, 149番地の2、2, 150番地～2, 196番地、2, 289番地、2, 290番地、2, 295番地～2, 337番地、2, 894番地～2, 910番地、2, 952番地～2, 995番地、3, 017番地～3, 050番地、3, 052番地、3, 053番地、3, 072番地～3, 300番地、3, 309番地～3, 319番地、3, 339番地～3, 561番地、3, 584番地～3, 594番地、3, 951番地～3, 996番地
豊川小学校	飯泉（60番地～498番地を除く。） 成田 桑原
富士見小学校	南鴨宮一丁目～南鴨宮三丁目 酒匂一丁目 酒匂二丁目 1番～13番、15番～20番、22番～44番 酒匂三丁目 1番～11番、12番 1号～26号、13番～16番 酒匂七丁目 1番 西酒匂一丁目～西酒匂三丁目

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
城山中学校	三の丸小学校の通学区域 新玉小学校の通学区域のうち栄町三丁目2番～7番、8番1号～14号、9番、10番3号の一部、4号～16号、15番～18番、19番3号～32号、20番～22番 中町一丁目15番4号 子小学校の通学区域のうち城山一丁目6番52号～56号、58号の一部、59号～66号、7番～31番、城山二丁目1番1号～6号、21号～24号、2番～26番、27番1号～65号、28番 城山三丁目1番21号～30号、7番～9番、10番（1号～9号を除く。） 扇町一丁目1番～4番、5番1号、6番1号～9号 緑 荻窪392番地 谷津 片浦小学校の通学区域
白鷗中学校	新玉小学校の通学区域のうち栄町一丁目17番1号～6号、18番1号～5号、20番 栄町二丁目12番16号～45号、13番28号～58号、14番、15番 栄町三丁目11番16号～19号 栄町四丁目 中町一丁目1番19号、2番1号、21号、22号 中町三丁目 浜町一丁目1番、5番～8番、9番1号～18号、24号～32号、10番18号、19号、11番～16番 浜町二丁目 浜町四丁目 山王、町田各小学校の通学区域
白山中学校	足柄小学校の通学区域、子小学校の通学区域のうち栄町三丁目8番15号 中町一丁目9番、12番～15番 扇町一丁目5番2号～23号、6番10号～47号、7番～14番、15番1号～6号、31号～40号、16番～46番 荻窪（392

	番地を除く。) 池上 井細田616番地 久野1番地~76番地、80番地、84番地、87番地~137番地、140番地~147番地、149番地~152番地、162番地、163番地、166番地~168番地、170番地~183番地、197番地、213番地~246番地、248番地、298番地、470番地~473番地、620番地~631番地、633番地~652番地、654番地の1、661番地~666番地、687番地~689番地、693番地~700番地、1,859番地~1,922番地 久野小学校の通学区域
城南中学校	大窪、早川各小学校の通学区域
鴨宮中学校	下府中小学校の通学区域のうち中里 鴨宮3番地、4番地の一部、5番地の一部、6番地~29番地、36番地~40番地、129番地~143番地、147番地~162番地、163番地の一部、164番地~233番地、239番地~252番地、266番地~286番地、303番地~306番地、309番地、310番地 下新田262番地~264番地 酒匂924番地~944番地、954番地~996番地、1,040番地~1,055番地、1,122番地~1,129番地、1,374番地~1,442番地、1,444番地前川1番地~245番地、1,580番地~1,595番地 矢作小学校の通学区域 豊川小学校の通学区域のうち飯泉
千代中学校	千代、下曾我、曾我各小学校の通学区域 豊川小学校の通学区域のうち成田 桑原
国府津中学校	国府津小学校の通学区域
酒匂中学校	酒匂、富士見各小学校の通学区域
泉中学校	富水、東富水各小学校の通学区域
橋中学校	前羽、下中各小学校の通学区域
城北中学校	桜井、報徳各小学校の通学区域

小田原市立の学校の小規模特認校の入学手続に関する要綱（案）

(趣旨)

第1条 この要綱は、複式学級の解消など学校の活性化を図るため、恵まれた自然環境の中で特色ある教育を推進している小規模校について、保護者及び児童生徒が特に希望する場合に市内の通学区域外からの就学を認めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 市内の通学区域外の児童生徒を受け入れる市立の学校（以下「小規模特認校」という。）は、片浦小学校とする。

(受入人数)

第3条 小規模特認校の児童生徒数は、1学年につき15人程度を限度とし、受入人数については、毎年度別に定める。

(受入期間)

第4条 小規模特認校への就学時期は、毎年4月1日とし、受入期間は、卒業までとする。

(申請)

第5条 小規模特認校への入学又は転校を希望する児童生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校入学申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を別に定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。この場合において、転校を希望する者にあっては、在籍校の学校長の確認書（様式第2号）を添付するものとする。

2 申請者は、小規模特認校の訪問等を行うことにより同校の教育活動及びPTA活動を理解するとともに、教育委員会及び同校の校長と面談した上で前項の申請書を提出するものとする。

(就学の条件)

第6条 前条の申請を行おうとする保護者及び児童生徒は、次に定める条件を満たしていなければならぬ。

- (1) 保護者及び児童生徒がともに小田原市内に居住していること。
- (2) 通学しようとする小規模特認校の教育活動及びPTA活動に賛同していること。
- (3) 通学については、保護者の責任と負担において行うことできること。
- (4) 卒業までの間、小規模特認校に通学することができること。

(承認等)

第7条 教育委員会は、申請書の内容を審査し、適當と認めるときは入学者として承認するものとする。ただし、申請者数が受入人数を超えた場合は、入学者として適當と認められる者のうちから抽選により選定し、承認するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により入学者を承認したときは申請者に小規模特認校入学承認書（様式第3号）により、承認しないときは申請者に小規模特認校入学不承認書（様式第4号）によりその旨を通知するものとする。この場合において、その申請者に係る小規模特認校の学校長及び在籍校の学校長に

対して小規模特認校入学承認・不承認通知書（様式第5号）を送付するものとする。

（承認の取消し）

第8条 教育委員会は、入学を承認した後において、偽りその他不正な手段により承認を受けたことが判明したとき又は入学の目的に沿わない事由が生じたときは、入学の承認を取り消すことができる。

（中学校入学）

第9条 この要綱により小規模特認校に入学した児童が中学校に入学する際において、希望する場合には、在学する小規模特認校の通学区域を含む市立中学校に入学できるものとする。ただし、小規模特認校の在籍期間が1年以上ある場合に限る。

2 前項の規定により在学する小規模特認校の通学区域を含む市立中学校に入学することを希望する場合には、面談の上、別に定める就学すべき学校の指定変更許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

年　月　日

小田原市教育委員会 様

保護者氏名

(印)

小規模特認校入学申請書

次のとおり、小規模特認校である小田原市立 学校への入学を申請します。

児童 生徒	住 所 〒　一 小田原市			
		来年度の 学年	第 学年	
	ふりがな 氏 名		保護者との 続柄	
指 定 校	小田原市立 学校	生年 月日	年　月　日	
入学を希望 する 理由				
特認校への 通 学 経 路	自宅から特認校への通学方法を手段別に所要時間と共に記入。 (所要時間：計 分)			
特 認 校 の 見 学	特認校の見学・説明を受けた月日や回数等を記入。			
就 学 条 件	レをしてください。 <input type="checkbox"/> 1 通学する小規模特認校の教育活動及びP T A活動に賛同すること。 <input type="checkbox"/> 2 通学については、保護者の責任と負担において行うこと。 <input type="checkbox"/> 3 卒業まで通学すること。			

様式第2号 (第5条関係)

年　月　日

小田原市教育委員会 様

学校名

校長名

(印)

確 認 書

保護者より、小規模特認校に転校希望があることを確認しました。

児童生徒氏名		学 年	第	学年
保 護 者 氏 名				

様式第3号 (第7条関係)

小規模特認校入学承認書

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会

あなたから申請のあった理由を相当と認め、小規模特認校入学を承認します。

児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日		
小規模特認校 学 校 名	小田原市立		学校
入 学 年 月 日	年 月 日		

様式第4号 (第7条関係)

小規模特認校入学不承認書

番 号
年 月 日

様

小田原市教育委員会

あなたから申請のあった小規模特認校入学について、次の理由により、不承認とします。

児童生徒氏名	
生 年 月 日	年 月 日
不承認の理由	

様式第4号 (第7条関係)

小規模特認校入学承認・不承認通知書

番 号
年 月 日

小田原市立 学校長 様

小田原市教育委員会

次のとおり小規模特認入学について（承認した・承認しませんでした）ので通知します。

児童生徒氏名			
生 年 月 日	年 月 日		
現在の在籍校	小田原市立	学校	
小規模特認校	小田原市立	学校	
入 学 年 月 日	年 月 日		

議案第30号

指定変更許可基準の変更について

指定変更許可基準の変更について、議決を求める。

平成23年10月25日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

指定変更許可基準表

教育委員会は、通学の安全が確保され、児童生徒に著しい負担が伴わないと認められるとき、次に掲げる対象理由に該当するものについて指定を変更する。

事由		具体的な内容	必要書類	許可期間	
1	一時転居	新・改築等により一時的に学区外に居住する場合	申請書、居住の事実を証するもの	必要とする期間 (一年を超えない)	
2	転居	学区外に転居したが、従前の学校に通学する場合	申請書、居住の事実を証するもの	小学校	卒業まで
				中学校	卒業まで
3	転居予定	家屋の新・改築、購入及び借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	申請書・世帯全員の住民票、契約書等居住することが確認できる書類又は誓約書	転居予定日まで (一年を超えない)	
4	両親等共働き	両親等共働きにより、登校前及び下校後に児童生徒の養育が困難な場合 (預かる人の居住する学区の学校に就学を希望する場合)	申請書、世帯全員の住民票、両親等の就労証明書、預かる人の同意書及び住民票等	学年末まで (毎年度申請が必要)	
5	店舗等経営	自宅のある学区の外に店舗等を経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合 (店舗等がある学区の学校に就学を希望する場合)	申請書・世帯全員の住民票、営業許可等証明書	学年末まで (毎年度申請が必要)	
6	兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け、学区外の学校に通学している場合 (両親等共働き、店舗等経営、 特認校卒業 による事由で許可された場合を除く)	申請書・世帯全員の住民票	小学校	卒業まで
				中学校	卒業まで
7	部活動	希望する部活動が指定された中学校がない場合 ただし、小学校時に1年以上の活動実績がある場合 で、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校的入学に限る (対象:新たに中学校に入学する生徒)	申請書・世帯全員の住民票 在学小学校長の理由書 活動母体(スポーツ少年団等)の証明書	中学校卒業まで	
8	自宅から近い学校への通学	指定された小学校までの通学距離が2km以上で、指定された小学校よりも近い小学校に入学(通学)する場合 (対象:新たに小学校に入学する児童又は 年度途中に転入・転居してきた児童)	申請書・世帯全員の住民票	小学校卒業まで	
9	教育的配慮	上記以外で、いじめや不登校、病気等その他教育的配慮が必要と思われる場合	申請書・世帯全員の住民票、学校の意見書や医師の診断書等その他必要となる書類	必要と認められる期間	
10	特認校卒業	小規模特認校を卒業して小規模特認校区の中学校の入学を希望する場合 ただし、小規模特認校の在籍期間が1年以上ある場合に限る	申請書・世帯全員の住民票、小学校の意見書	中学校卒業まで	

生涯学習で繋ぐ次世代育成に係る意見

小田原市社会教育委員 小山田 大和

標記の内容については、次の三点のように考えている。

- ① 世代間交流を考える時には、地域の伝統に「ふれる」ための「きっかけ」としての「場」をシステムとして作っていくことが大切ではないかと思う。
- ② 「個人」が「活き活き」と自己表現できる「場」も併せて作っていくことが求められるのではないか。そうすることで、そこに参加して「学び」が生まれる。
- ③ 三世代が地域の様々な企画や地域団体が開催する様々な行事に来て（参加して）頂いた後のところ、参加者を動機づけしそれをどう次世代の育成に結び付けていくのか分析が必要である。

教育委員におかれでは、どのような見解を持たれているのか、ご意見をいただきたい。



写

資料2

平成23年10月17日

小田原市教育委員会 様

小田原市学区審議会
会長 石川 信雄



片浦小学校の通学区域のあり方について（答申）

平成23年8月10日付、教総第88号をもって、貴教育委員会から「片浦小学校の通学区域のあり方」について、諮問を受けた。

本審議会は、片浦地区や片浦小学校の現状及び隣接地区である城南中学校区の状況や、学校と地域とのあり方等を踏まえて、片浦小学校における小規模特認校制度の実施及び指定変更許可基準の変更について、計3回にわたる審議を行った結果、次のとおり答申する。

（1）片浦小学校の通学区域の変更

片浦地区においては全城が市街化調整区域であるため人口増が見込めず、片浦小学校の児童数の減少は顕著である。よって、片浦小学校の通学区域を市内全域に拡大し、小規模特認校制度を実施し、片浦小学校の児童数増加及び地域の活性化を図ることが適当であるとの結論に達した。

（2）指定変更許可基準の変更

片浦小学校において小規模特認校制度を実施した際、他地区から片浦小学校に通学した児童の中学校進学について、指定変更許可基準表に「特認校卒業」の事由を追加して片浦小学校の通学区域の中学校への進学を認めることは、小学校からの友人関係を継続させる等の教育的配慮から適当であるとの結論に達した。

なお、小規模特認校制度により、片浦小学校において、他地区から通学する児童と片浦地区に居住する児童が、互いに友情や信頼関係を育むためには、1年以上の在籍は必要であるとの観点から、「小規模特認校の在籍期間が1年以上ある場合に限る」とのただし書きを添えることとした。

なお、諮問事項の審議において、次の意見が出されたので付記する。

- ・小規模特認校制度実施にあたり、教育委員会は、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入や、校長裁量権の拡大、市費による教員の加配、重点的な予算配分等により、これまでとは異なる思い切った児童増加策、学校の特色を打ち出していくことが必要である。
- ・現行の指定変更許可基準については、許可した後に許可時の要件を満たさなくなった場合においても許可が取り消されることがない等、その運用に問題が見受けられることから、厳格な運用を求める。

指定変更許可基準表

教育委員会は、通学の安全が確保され、児童生徒に著しい負担が伴わないと認められるとき、次に掲げる対象理由に該当するものについて指定を変更する。

事由		具体的な内容	必要書類	許可期間
1	一時転居	新・改築等により一時的に学区外に居住する場合	申請書、居住の事実を証するもの	必要とする期間 (一年を超えない)
2	転居	学区外に転居したが、従前の学校に通学する場合	申請書、居住の事実を証するもの	小学校 卒業まで
				中学校 卒業まで
3	転居予定	家屋の新・改築、購入及び借家への入居により、転居することがはっきりしている場合	申請書・世帯全員の住民票、契約書等居住することが確認できる書類又は誓約書	転居予定日まで (一年を超えない)
4	両親等共働き	両親等共働きにより、登校前及び下校後に児童生徒の養育が困難な場合 (預かる人の居住する学区の学校に就学を希望する場合)	申請書、世帯全員の住民票、両親等の就労証明書、預かる人の同意書及び住民票等	学年末まで (毎年度申請が必要)
5	店舗等経営	自宅のある学区の外に店舗等を経営していて、そこが下校後の児童の生活圏である場合 (店舗等がある学区の学校に就学を希望する場合)	申請書・世帯全員の住民票、営業許可等証明書	学年末まで (毎年度申請が必要)
6	兄弟姉妹同一校通学	既に兄弟姉妹が許可を受け、学区外の学校に通学している場合 (両親等共働きまたは店舗等経営による事由で許可された場合を除く)	申請書・世帯全員の住民票	小学校 卒業まで
				中学校 卒業まで
7	部活動	希望する部活動が指定された中学校にない場合 ただし、小学校時に1年以上の活動実績がある場合 で、希望する部活動がある自宅に最も近い中学校の入学に限る (対象:新たに中学校に入学する生徒)	申請書・世帯全員の住民票 在学小学校長の理由書 活動母体(スポーツ少年団等)の証明書	中学校卒業まで
8	自宅から近い学校への通学	指定された小学校までの通学距離が2km以上で、指定された小学校よりも近い小学校に入学(通学)する場合 (対象:新たに小学校に入学する児童又は 年度途中に転入・転居してきた児童)	申請書・世帯全員の住民票	小学校卒業まで
9	教育的配慮	上記以外で、いじめや不登校、病気等その他教育的配慮が必要と思われる場合	申請書・世帯全員の住民票、学校の意見書や医師の診断書等その他必要となる書類	必要と認められる期間
10	特認校卒業	小規模特認校を卒業して小規模特認校区の中学校の入学を希望する場合 ただし、小規模特認校の在籍期間が1年以上ある場合に限る	申請書・世帯全員の住民票、小学校の意見書	中学校卒業まで

平成23年9月市議会定例会の概要について

第1日目	9月1日	木	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第2日目	9月2日	金	(休会) (議案関連質問通告 締切 正午) (一般質問通告 締切 午後3時)
第3日目	9月3日	(土)	(休会)
第4日目	9月4日	(日)	(休会)
第5日目	9月5日	月	(休会)
第6日目	9月6日	火	・質疑、各常任委員会付託、請願・陳情付託
第7日目	9月7日	水	(休会) 建設経済常任委員会
第8日目	9月8日	木	(休会) 厚生文教常任委員会
第9日目	9月9日	金	(休会) 総務常任委員会
第10日目	9月10日	(土)	(休会)
第11日目	9月11日	(日)	(休会)
第12日目	9月12日	月	(休会)
第13日目	9月13日	火	(休会) (委員長報告書検討日)
第14日目	9月14日	水	・各常任委員長審査結果報告・採決 ・請願・陳情審査結果報告・採決 ・一般質問
第15日目	9月15日	木	・一般質問
第16日目	9月16日	金	・一般質問 (16)
第17日目	9月17日	(土)	(休会) 競輪
第18日目	9月18日	(日)	(休会) (18)
第19日目	9月19日	(月)	(休会) (敬老の日)
第20日目	9月20日	火	・決算認定案(一般・特別・企業)一括上程—— 提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 ・一般質問
第21日目	9月21日	水	(休会) 決算特別委員会(一般会計)
第22日目	9月22日	木	(休会) 決算特別委員会(一般会計)
第23日目	9月23日	(金)	(休会) (秋分の日)
第24日目	9月24日	(土)	(休会)
第25日目	9月25日	(日)	(休会)
第26日目	9月26日	月	(休会) 決算特別委員会(特別会計)
第27日目	9月27日	火	(休会) 決算特別委員会(企業会計)
第28日目	9月28日	水	(休会) 決算特別委員会(現地査察)
第29日目	9月29日	木	(休会)
第30日目	9月30日	金	(休会) 決算特別委員会(総括質疑)
第31日目	10月1日	(土)	(休会)
第32日目	10月2日	(日)	(休会)
第33日目	10月3日	月	(休会)
第34日目	10月4日	火	(休会) 決算特別委員会(委員長報告検討)
第35日目	10月5日	水	・決算特別委員長審査結果報告・採決

厚生文教常任委員会（教育部、文化部関係）

平成23年9月8日開催

1 議題

(1) 議案第56号 平成23年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- ・ 松永記念館美術展の観覧料について
- ・ 斑鳩町交流展示の実施について
- ・ 第47回全国史跡整備市町村協議会大会の開催について
- ・ 平成23年度（平成22年度分報告書）教育委員会事務の点検・評価について
- ・ 学校警察連携制度について

平成23年9月市議会定例会

一般質問 9月14日～20日

質問順 1 11番 鈴木美伸

- 1 小田原城天守閣について
(2) 天守閣の木造での再建の可能性について

質問順 2 24番 武松 忠

- 1 防災対策について
(4) 緊急地震速報端末の設置について

質問順 3 4番 小澤峯雄

- 1 近隣市町と連携した避難場所を兼ねたまちづくり
(6) 二宮尊徳先生の教えを市政に活かす事について

質問順 4 16番 安藤孝雄

- 1 広域避難所となる学校の施設改修等について
(1) トイレ、階段などの高齢者対策について
(2) 窓ガラスの飛散防止対策について
(3) 雨漏りや床面の補修について
- 2 学校におけるパソコンの活用について
(1) 教育ネットワークを使った事務処理の効率化について
(2) 校内LANの整備による学習指導の効率化について

質問順 7 8番 安野裕子

- 1 発達障害等の課題を抱えた子どもへの支援について
(1) 乳幼児期における支援について
(2) 学校教育における支援について
(3) 啓発活動について

質問順 8 6番 植田理都子

- 1 減災まちづくりと地域経済の活性化に向けて
(2) 減災への取り組み状況と課題について

質問順 9 26番 井原義雄

- 3 小・中学校における「新学習指導要領」について
(1) 従来の学習指導要領の問題点について
(2) 新学習指導要領により教育がどの様に変わらるのか

質問順12 12番 神永四郎

- 1 校外活動している生徒への対応について
 - (1) 申し出があれば中体連の大会に参加を認め、引率顧問を付けてはどうか
- 2 中学生の「武道」必修化に向けて
 - (1) 現況と今後の課題について

質問順14 17番 木村信市

- 1 東日本大震災を受け止め、今、何が大事か
 - (2) 自治体改革と社会教育・生涯学習の振興に関して
- 2 大地震・大津波・原発事故対策に関して
 - (4) 学校と地域の役割分担について
 - (5) 地域・学校等の防災（地震・津波避難）訓練の内容について

質問順15 1番 鈴木紀雄

- 1 大規模地震に対応した防災対策について
 - (1) 津波に対する一時緊急避難施設について

質問順17 18番 田中利恵子

- 1 市内小中学校の地震・津波対策について
 - (1) 大規模地震への対応の見直しについて
 - (2) 避難訓練の現状について
 - (3) 防災教育の現状について

質問順19 14番 大村 学

- 2 中学校の武道必修化について
 - (1) 武道場整備状況と必修化への対応について
 - (2) 武道の指導者について
 - (3) 柔道事故に対する考え方について

※ 一般質問（教育部）

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
武松忠	1	市長	県立西湘高校には緊急地震速報端末が設置され、東日本大震災の際には、地震の直前に対応が可能であったと聞くが、端末を設置している学校等の状況や設置費用について伺う。	<p>本市の小中学校には、緊急地震速報端末を設置している学校はないが、県立西湘高校に導入されている緊急地震速報端末は、学校の放送設備に取り付け、NHKラジオの緊急放送を受信して、校内に一斉放送を行うというものであり、その設置費用は30万円ほどであったと聞いている。</p> <p>仮に、同様の緊急地震速報端末を設置することとすると、小学校25校、中学校11校の合計36校分、約1,000万円強の費用が必要となる。</p>
武松忠	2	市長	緊急地震速報端末を早急に設置すべきと考えるがいかがか。	<p>緊急地震速報端末の設置は、緊急地震速報等を一早く受けることで、揺れ等への備えの一助になるものである。緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（J-ALE RT）により受信した情報を、防災行政用無線を利用して発信しているため、学校現場においても情報のキャッチはできている。</p> <p>ご提案の緊急地震速報端末の設置については、今後、学校の意見等も聴きながら検討してまいりたい。</p>
安藤孝雄	3	市長	高齢者が避難所に大勢来ることが予想され、足腰が弱くなっている高齢者にとっては、洋式トイレが必要と考えるが、現在、各小・中学校の洋式トイレはどれくらいあり、今後どのように進めようとしているのか。	<p>現在、市内小・中学校については、全て洋式トイレは設置されているが、その割合は小学校では約25%、中学校では約18%となっている。また、車椅子が対応できるトイレを設置しているのは、小学校11校、中学校7校となっている。</p> <p>学校施設のトイレの洋式化については、これまで児童・生徒の必要に応じて改修等を行ってきたが、今後は、屋内運動場のトイレについても、国庫補助等を活用しながら、洋式化を進めてまいりたいと考えている。</p>
安藤孝雄	4	市長	学校の階段は高齢者にとって昇り降りがしやすい高さであるのか。滑り止めがついているなど、高齢者の使用における安全面の配慮について伺う。	学校の階段は、建築基準法に基づき、小学校は16cm以下、中学校は18cm以下の基準で整備しており、各階段には、全て滑り止めをつけている。また、階段には、踊り場を設けるなど、児童・生徒の安全に配慮した整備を行っているので、高齢者の方々にも対応できるものと考えている。

安藤 孝雄	5	市長	窓ガラスの飛散防止対策として、飛散防止フィルムを貼るなどの対応はできているのか。	本市では、地震が発生した際、割れたガラスの破片が散らばらないように、飛散防止フィルムの整備を順次進めている。 現在、中学校は11校全校に、小学校については25校中20校の整備が終わり、未整備校は5校（矢作小、豊川小、下曾我小、富士見小、三の丸小）となっている。 飛散防止フィルムについては、地震等の発生時における二次被害を防ぐためにも、早い整備に努めてまいりたい。
安藤 孝雄	6	市長	雨漏りや床面の補修について、大規模な改修はどのように進めていくのか。	本市の学校施設の多くは、建設後30年以上が経過し、その老朽化への対応が大きな課題となっている。 各小・中学校において発生している雨漏りや床の傷みについては、学校からの連絡等に基づいて、現地確認を行い、修繕や改修に努めているが、多額の経費を要する大規模な改修については、十分な対応が行えていない状況にある。 厳しい財政状況ではあるが、子ども達の安全安心という観点からも、また災害対策という観点からも、なるべく早い対応に努めてまいりたい。
安藤 孝雄	7	市長	広域避難所となる学校の施設改修について、今後、どのように進めるのか伺う。	この9月議会では、津波災害時の対応として小学校3校に転落防止用屋上フェンスの整備費や、地震で破損した受水槽の復旧にかかる経費をお認めいただいた。 今後の課題として、引き続き海拔10m以下の学校について、屋上フェンスの整備が必要であること、老朽化している受水槽の更新や広域避難所となる屋内運動場のトイレの洋式化、雨漏りや床、外壁の改修、窓ガラスの飛散防止フィルムの整備等がある。 厳しい財政状況ではあるが、それぞれの学校ごとに必要な整備の洗い出しを行い、優先度等を考慮した上で、計画的に対応してまいりたい。
安藤 孝雄	8	教育長	教育ネットワークの整備、活用の現状と課題について伺う。	教育ネットワークは、ICT（情報通信技術）を活用した「わかる授業」の実践、児童・生徒の「情報活用能力」の育成、教員の多忙化解消等を図るために、教育研究所の大型コンピュータを中心に、各学校をネットワークで結ぶものであり、平成12年度に整備した。各学校では、この教育ネットワークを活用し、教育情報の検索・収集や、ホームページでの情報発信等を行っているところである。 また、平成22年度には、教員一人に1台、ノートパソコンが整備され、これまで以上に教職員の教育ネットワークに対するニーズは高まっている。 しかしながら、導入から10年以上経った教育ネットワークは、インターネットへ接続する回線速度が大変遅く、パソコン教室で児童・生徒が一斉にインターネットに接続すると、画面が止まるなどの不具合が生じていることから、回線速度の高速化が大きな課題となっている。

安藤 孝雄	9	教育長	<p>各学校の学習資料等の情報を市でデータベース化するなどしてさらに効果的な活用を図るべきだと思うがいかがか。</p>	<p>教育ネットワークについては、教育研究所の大型コンピュータをサーバとして、データを蓄積し、配信していることから、例えば、各校のホームページ情報を更新しようとする場合には、その都度、データを教育研究所に持ち込み、作業をする必要がある。</p> <p>このような環境であることから、すべての小・中学校で共有できる情報のデータベース化は進んでおらず、学校ごとのサーバで情報を管理しているのが現状である。そのため、各学校で作成しているホームページについても、迅速な対応が難しく、更新が円滑に進まない状況にある。</p> <p>教育ネットワークの機能の強化、具体的には、回線速度の高速化と回線容量の増設を図ることにより、教育研究所を経由することなく、各学校で情報の更新を図ることが可能となれば、より効果的な活用が図れるものと考えている。</p>
安藤 孝雄	10	教育長	<p>現在のシステムでは、学校独自にホームページが更新できないことについて、教育長の見解を伺う。また、回線速度を上げる予定はないか。校内LANの事務室、保健室への整備を急ぐべきと思うがどうか。</p>	<p>学校ホームページを積極的に活用して、学校での教育活動や、災害時における対応等の情報を発信していくことは、保護者や地域住民の学校教育への理解と協力を得る上で、今後ますます必要になるとを考えている。</p> <p>私としては、各校独自でホームページが更新できる環境を整備すべきと考えており、そのためにも、インターネット接続の回線速度の高速化と回線容量の増設をしていきたいと考えている。</p> <p>また、事務室や保健室への校内LANの接続についても、今後、高速インターネット接続等の環境整備など、教育ネットワークの機能の強化を推進する中で、検討してまいりたい。</p>
安藤 孝雄	11	教育長	<p>学習指導の効率化を高めるため、校内LANの整備を求める要望にどのように応えるのか伺う。</p>	<p>校内LANを普通教室に拡張することにより、様々なデジタル教材やインターネットを即時に活用できる授業の展開が可能となり、児童・生徒の学習への意欲や関心を高め、学習内容の理解を深めるという効果が期待できる。</p> <p>また、LANが普通教室につながることによって、教員にとっては学習準備等の充実が図られるとともに、現在、各教室に配置されている大型テレビもより有効に活用できることは、市としても理解しているところである。</p> <p>16番安藤議員ご提案のとおり、校内LANを普通教室に拡張整備することにより、様々な点で効果が期待できるものと考えているが、その対応については、多額の経費がかかることから、今後の検討課題としてまいりたい。</p>
安野 裕子	12	教育長	<p>公立幼稚園において、発達障がいなどにより配慮を要する子どもはどれくらいいるのか。また、どのような取り組みをし、幼稚園からはどのような要望がでているのか。</p>	<p>現在、公立幼稚園において、発達障がいの疑いなどにより介助を必要としている児童は約60名おり、近年、増加傾向にある。そこで、教育委員会としては幼稚園教諭免許を持つ介助教諭を臨時職員として雇用し、要請のある幼稚園に配置している。介助教諭を配置することにより、配慮を要する児童それぞれの発達段階に応じたきめ細やかな保育を行うことができる。幼稚園からの要望としては、介助教諭の増員を望む声が最も多く、教育委員会としては緊急性度等を考慮しながら配置している。</p> <p>また、臨床心理士などの専門家の派遣や職員研修についても要望が出ているため、引き続き、より一層の充実を図ってまいりたい。</p>

安野 裕子	13 教育長	発達障がいなどにより配慮を要する児童・生徒はどれくらいいるのか。	<p>発達障がいなどにより配慮を要する児童・生徒は、特別支援学級に在籍する他、通常学級にも在籍している。</p> <p>発達障がいなどの疑いがある児童・生徒であっても、発達検査等を受けていない場合もあるので、配慮を要する児童・生徒の人数を正確に把握することは難しい状況にある。</p> <p>なお、現在、特別支援学級に在籍している児童・生徒は224名、通常学級に在籍しながら、情緒障がい通級指導教室「フレンド」及び言語障がい通級指導教室「ことばの教室」に通級している児童は124名である。</p>
安野 裕子	14 教育長	小・中学校においては、どのような支援をしているのか。	<p>市では小・中学校の児童・生徒の様々な教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行うために、学校からの要請に応じて個別支援員の派遣を行っている。</p> <p>また、学校の依頼により、教育委員会を事務局とする支援教育相談支援チームの臨床心理士などを派遣し、児童・生徒への理解や、支援のしかたについて専門的な助言を行っている。</p> <p>さらに、教職員や個別支援員は、市主催の特別支援教育研修会や個別支援員研修会に参加し、発達障がいなどについての知識や配慮を要する児童・生徒への支援の仕方などについて理解を深めている。各学校の教職員は、個別支援員と連携して支援を行ったり、それぞれの児童・生徒に応じた学習教材の工夫や身の回りの環境整備などを行ったりしている。</p> <p>また、特別支援教育相談室「あおぞら」や小田原養護学校などとも連携しながらケース会議を開いて、児童・生徒に対するよりよい支援ができるよう、努めているところである。</p>
安野 裕子	15 教育長	教職員からはどういう要望が出ているのか。	<p>学校からの要望としては、発達障がいなどにより配慮を要する児童・生徒の支援を行う「個別支援員」の派遣要請が多くあり、その数も年々増加している。</p> <p>また、配慮を要する児童・生徒に対する支援について、具体的なアドバイスをしていただける医師や臨床心理士など、専門家の派遣の要望も多くなってきている。</p> <p>そのほか、児童・生徒に応じた学習備品や居場所の確保などについても要望が出されている。</p>
安野 裕子	16 教育長	幼稚園・保育所との連携はどのようにとれているのか。	<p>本市では、小学校入学にあたって不安を抱える保護者に対して、就学相談を行っている。その就学相談で得た子どもの様子などについては、保護者の了解を得た上で、入学する小学校に伝えている。</p> <p>また、幼稚園や保育所では、それぞれの子どもに関して作成した指導要録、保育要録を小学校に送付し、小学校ではそれらを児童の支援に活かしている。さらに、小学校では、就学時健診、運動会といった行事など、幼稚園や保育所の子どもが学校に来る機会を使って、子どもの様子の把握に努めている。ほかにも、幼稚園や保育所と小学校の合同研究会などを開催し、教職員の交流を通して連携を図るように努めている。</p> <p>しかしながら、民間保育所や私立幼稚園との連携は、それぞれの運営方針や保育時間が異なることなどから、連携の場を持つことが難しい状況にあると思われる。</p>

安野 裕子	17	教育長	平成22年度末の各学校からの個別支援員の要望は何名あったのか。それに対して現在何名配置されているのか。	平成22年度末に、学校から要望があった個別支援員の人数は、143名であった。 それに対して、9月1日現在69名の個別支援員を派遣しており、特別支援学級については優先的に配置しているが、通常学級の要望については十分応えられていない状況にある。
安野 裕子	18	教育長	今年度、専門家の派遣要望が出ている学校は、何校あるのか。それに対して派遣の延べ回数は、何回予定しているのか。	今年度、9月1日現在で専門家として、臨床心理士の派遣を要望している学校は11校あり、医師の派遣を要望している学校は1校である。これに対して、今年度、臨床心理士の派遣は、22回を予定し、すでに12回実施している。 また、医師の派遣は、これまでの実績等を勘案し、1回を予定している。
安野 裕子	19	教育長	幼稚園・保育所・小学校・中学校の教職員同士が、お互いの取り組み状況をもっと深く理解しあうことで、さらに支援のスキルアップが図れると考える。そこで、発達障がいについての研修会を合同で開催したらどうかと思うがいかがが。	本市では、公立・私立の幼稚園教諭、公立保育所、小・中学校教職員等を対象に教育講演会を年1回開催しており、その中で、過去には、長年、小児療育に携わってこられた方による、子育てや児童理解につながる講演を行っている。 また、幼保・小・中一体教育の一環として、年度ごとに担当校を決め、公開授業参観を実施したり、教科別部会の中で特別支援教育担当者による情報交換を行ったりしている。 8番安野議員ご指摘のとおり、発達障がいなどの配慮を要する児童・生徒への理解については、幼保・小・中が連携して行う必要性があることは十分に認識しており、様々な機会を捉え、教職員の支援のスキルアップを図るために取り組みを行うとともに、今後は、保育所の職員への参加も、より積極的に呼びかけてまいりたい。
安野 裕子	20	教育長	人員加配や専門家の派遣、研修の充実など、学校現場の要望に対する教育長の所見を問う。	学校現場では、発達障がいなどの配慮を要する児童・生徒の増加や、それぞれの教育的ニーズの多様化により、教職員に求められる対応も年々複雑化し、増大していると感じていた。 教育長となった今でも、学校訪問などの機会に、支援を要する子どもたちの状況や個別支援員の配置の要望などを耳にしているところである。 平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障がいのある児童・生徒の支援をさらに充実していくことになった。各学校においては、発達障がいなどの配慮を要する児童・生徒がどのクラスにも複数在籍しており、また、発達障がいの中には、高機能自閉症や、LD、AD/HDなどがあることから、より多くの目で見守り、支援することが求められている。 そこで、現状では、特別支援学級を優先して個別支援員の配置を行っているが、今後は、通常学級にも、十分な配置を行っていく必要があると考えている。個別支援員については、徐々に拡大しているところであり、教職員も、日々努力している。 教育環境の整備については、今後もしっかりと取り組んでまいりたい。

安野 裕子	21 教育長	発達障がいについての合同研修会の開催について、教育長の見解を伺いたい。	<p>私としては、特別支援教育の推進に当たっては、発達障がいなどにより配慮を要する児童・生徒を通常学級で受け入れられる教育環境を整備すべきであると考えている。</p> <p>そのためには、すべての教員に、発達障がいなどにより配慮を要する児童・生徒に対応できる能力を身に付けることが必要となることから、スキルアップのための研修を充実してまいりたい。</p> <p>また、発達障がいに対処するためには、早期発見、早期対応が求められることから、乳幼児期・学齢期・思春期といった発達段階に応じ、各機関と連携し、一貫した支援をしていく必要がある。その実現には、教員の指導力を高めることが求められるため、幼保・小・中の教員が合同で行う研修を充実させるとともに、民間保育所や私立幼稚園の方々にも積極的に参加していただけるよう、研修の内容や開催時期などについて、工夫してまいりたい。</p>
安野 裕子	22 教育長	保護者への啓発と相談の受入れの状況はどのようにになっているのか。	<p>教育指導課幼稚園や小・中学校では、児童・生徒に関する心配や悩みについて、いつでも相談できる体制を整えていることを、機会を捉えて、保護者に伝えている。具体的には、担任や各園・各校に配置した教育相談コーディネーターが、保護者の気持ちに寄り添いながら、配慮を要すると思われる児童・生徒についての相談を行っている。その中で、発達障がいなどについての情報を保護者に提供するなどして、知識や理解を深めてもらうこととしている。</p> <p>また、必要に応じ、特別支援教育相談室「あおぞら」の相談員を紹介し、保護者と相談の上、子どもの様子を見たり、発達検査を実施したりして、子どもの状況を把握し、より適切な支援ができるよう努めている。</p> <p>その結果によっては、市が開設する情緒障がい通級指導教室「フレンド」や、言語障がい通級指導教室「ことばの教室」を紹介するなどして、児童・生徒に合った支援を早期に受けられるよう配慮している。</p>
植田 理都子	23 市長	小・中学校、幼稚園及び保育所における減災に対する取り組み状況とその課題は何か伺う。	<p>小・中学校及び幼稚園における減災に対する取り組みとしては、先ずは、施設の耐震化が上げられるが、平成21年度末をもって、小・中学校及び幼稚園の耐震化は完了している。</p> <p>減災という視点での、現在の取り組みとしては、この度、本議会でお認めいただいた、津波災害時への対応として小学校屋上への転落防止用フェンスの整備や、東日本大震災の影響により破損した受水槽の復旧が上げられる。このほか、地震発生等における窓ガラス破損による二次被害を防ぐための飛散防止フィルムの整備や外壁の剥落を防ぐための外壁改修が課題となっている。しかしながら、整備には、多額の費用が必要となることから、緊急度の高いものから順次進めているところであり、十分に対応できているとは言えない状況にある。</p> <p>一方、保育所においては、耐震化については、順次行ってきており、概ね完了している。また、飛散防止フィルムの整備も行い、全ての保育所での整備が完了している。施設の老朽化などの課題はあるが、引き続き児童の安全な保育環境の確保に努めていきたい。</p>

井原 義雄	24	教育長	<p>従来の学習指導要領による教育では、どのような課題や問題点が明らかになったのか。</p> <p>従来の学習指導要領では、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は「生きる力」であるという理念のもと、この「生きる力」を育むため、教育内容の厳選と授業時数の削減、総合的な学習の時間の創設などが図られた。しかしながら、この学習指導要領の理念を実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなかったとして、例えば、「生きる力がなぜ必要か」「生きる力とは何か」ということについて、文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がされなかつたこと、各教科において授業時数が削減され、子どもたちの思考力・判断力・表現力等が十分に育成されていないことなどが、国において、課題として認識されたところである。</p>
井原 義雄	25	教育長	<p>新学習指導要領により、従来のカリキュラムと異なる点について具体的に伺いたい。</p> <p>新学習指導要領では、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指している。変化の激しい、これからの中社会を生き抜くためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育むことが大切である。</p> <p>具体的な改善内容としては6点あり、1つ目は「記録や要約、説明、論述といった言語の力を育むこと」、2つ目は「国際的に通用する理数教育の充実」、3つ目は「伝統や文化に関する教育の充実」、4つ目は「規範意識や他人を思いやる心といった道徳教育の充実」、5つ目は「宿泊や職場体験などの発達段階に応じた体験活動の充実」、6つ目は「外国語教育の充実」が掲げられている。</p> <p>また、重要事項として、「食育や情報教育」等の新しい時代に対応した教育の充実も求められている。</p>
井原 義雄	26	教育長	<p>学習指導要領の改訂により、本市の児童・生徒の学力や体力の向上を図るために、どのような取組みを進めていくのか。</p> <p>本市では、新学習指導要領の趣旨等を踏まえ、子どもの夢と希望と知恵を育む教育を推進すべく、「3つの心と3つの力」を視点として、子どもの豊かな心の育ちを願い、生涯学習の基礎、基本を培い、未来を拓き、たくましく生き抜く力を育てている。</p> <p>学校教育における取組みの重点としては、子ども一人ひとりの幸せと成長を願い、学校・地域・家庭が一体となった「地域一体教育」と幼稚園・保育園・小学校・中学校が一体となった「幼保・小・中一体教育の融合」を図り、「未来へつながる学校づくり」を推進していくこととしている。</p> <p>「確かな学力の向上」を図るために、「わかる授業」の充実が大切であり、そのためには教員の資質向上が求められることから、積極的な授業公開、校内研究や多面的な授業評価等に取り組んでいる。</p> <p>また、「健康・体力つくりの推進」としては、生涯にわたり、主体的に運動に取り組み、体力の向上を図るとともに、生活リズムを整え、自ら「食」に関わり、自らの健康を適切に管理・改善できる子どもの育成を目指すものである。</p>

井原 義雄	27 教育長	全国学力・学習状況調査や体力テストの結果を活用し、児童・生徒が互いに切磋琢磨し合って学力や体力の向上を目指す考えはないか。	<p>全国学力・学習状況調査については、昨年度は抽出校を含め全校で実施しており、各学校においては、その結果を活用し、個々の児童・生徒の学力や学習状況に応じた指導に役立てている。</p> <p>また、体力テストについては、全校において実施しており、各学校において、その結果を活用し、個々の児童・生徒の指導に役立てている。</p> <p>児童・生徒が互いに切磋琢磨し合い、学力や体力の向上を図ることは、豊かな心や健やかな体を育成するためには大切であると考えるが、全国学力・学習状況調査や体力テストの結果に基づき競わせることは、学校や個人の序列化、過度の競争につながるおそれがあることから、必ずしも好ましい結果を生むとは限らないと考えている。</p> <p>市としては、これらの結果を参考にして、各学校において、それぞれ自校の学力・学習状況の課題等を把握し、児童・生徒の学力や体力の向上につなげていきたいと考えている。</p>
井原 義雄	28 教育長	小・中学校における全国学力・学習状況調査や体力テストの結果はどのようにであったのか。また、その結果を公表できないか。	<p>平成22年度の全国学力・学習状況調査の結果については、抽出校の結果でみると、小学校・中学校とも全国の平均正答率とほぼ同程度となっている。</p> <p>また、平成22年度の体力テストの結果については、小学校では、一部の種目を除き、国や県の平均値を若干下回っている。</p> <p>なお、中学校については、いずれの学校も、抽出校の対象とならず、比較に必要な平均値が採れなかつたことから、国や県との比較は行えなかつた。個別の結果の公表については、国において「個人を特定するおそれのあること」「学校の序列化や過度の競争につながるおそれのあること」などの理由から、不開示情報として取り扱うよう定められており、本市においても非公開としているが、分析結果については、ホームページなどを通じて公表しているので、ご理解願いたい。</p>
神永 四郎	29 教育長	学校外でスポーツ活動をしている生徒から申し出があった場合に、中学校体育連盟の大会への参加を認め、引率顧問を付けてはどうか。	<p>各中学校では、部活動として設置していないスポーツについて、中学校体育連盟主催の大会への参加希望があった場合は、可能な範囲で、特設運動部として、校長や教員が引率して、参加できるよう配慮している。平成23年度は、市内8中学校において、陸上競技、水泳、体操、柔道、剣道の5競技について、特設運動部を設け、中学校体育連盟の大会に参加している。</p> <p>しかしながら、人的、経費的な面から、全ての希望に対応できない状況がある。</p>
神永 四郎	30 教育長	来年中学校へ入学する現在6年生や在学している中学生から申し出があった場合に、中体連の大会へ参加を認めるべきと思うが、どうか。	<p>中学校の部活動は、学校ごとに、生徒数や顧問となる教員の人数、指導可能なスポーツに応じて、部活動の数や種類を定めている。</p> <p>民間スポーツクラブ等に所属している生徒について、中学校体育連盟の大会に、参加したいとの申し出があった場合には、各学校の状況により、可能な範囲で、特設運動部として、参加している。</p> <p>しかしながら、教員の人的な問題や経費的な面などから、すべて希望をかなえることができない状況があることをご理解いただきたい。</p>

神永四郎	31	教育長	特設運動部の設置について、学校間にはばらつきがないよう統一的に措置することができるか、伺う。	中学校の部活動は、生徒数や顧問となる教員の人数に応じて、各学校が部活動の数や種類を定めている。部活動の位置付けについては、あくまでも教育課程外の活動として、生徒の自主的、自発的な参加と、教職員の総意で決めているものであるため、各学校での設置状況には、ばらつきがある。 同様に、特設運動部の設置についても、学校ごとに判断しており、統一的な措置をとることはできない状況にあることをご理解いただきたい。
神永四郎	32	教育長	中学生の武道必修化に向けて、中学校の施設・用具等の整備状況と指導者の研修、安全対策について、どのように準備をしているのか伺う。	武道については、これまで選択種目として、ほとんどの学校で取り組んできているが、新学習指導要領の実施に合わせて、柔道を実施する学校は7校、剣道を実施する学校は4校となっている。 柔道を実施する学校については、柔道場を保有する城山中・橋中の2校を除き、屋内運動場で畠を敷いて行うこととしており、今年度予算で必要な枚数を購入するとともに、剣道を実施する学校では、防具を40セット程度整備する予定である。 指導には、保健体育科の教員があたるが、毎年、国や県が開催する研修会に参加し、安全かつ効果的な指導法を学んできた教員が、地区の研修会を通じて、その指導法について保健体育科の教員に広く伝達している。 また、段位取得のための認定講習を独自で受講し、柔道や剣道の有段者となっている保健体育科の教員もいる。 安全対策については、複数の指導者や協力者で対応するほか、生徒に対しては、礼法指導を重視し、ふざけて事故につながることがないよう注意を促すとともに、文部科学省より配布された「柔道の安全指導」など、指導の手引きを配布し、対策を講じている。
神永四郎	33	教育長	柔道の指導時間数と実施時期について伺う。	学習指導要領上は、柔道をはじめ、各運動領域の指導時間数の定めではなく、学校ごとに決めることができるとされている。そのため、他の運動領域とのバランスを鑑みながら、学校ごとに、また学年ごとにより、柔道の指導時間数を決めることになり、その時間数は、年に5時間から12時間となっている。 また、実施時期についても、学校ごとに決めることになっており、ある一定の期間にまとめて指導することとしている。
神永四郎	34	教育長	柔道の対象学年と人数、男女共修について伺う。	新学習指導要領においては、武道を第1学年と第2学年で必修としており、第3学年については、武道と球技のどちらかを選択することになっている。実際の指導については、クラス単位で指導を行うため、人数については、学校規模によって異なるが、概ね40名程度である。 また、男女共修で指導を行うが、体力差や性差を考慮して、実際の実技では男女別で組み合うよう配慮している。
神永四郎	35	教育長	柔道の具体的な指導内容について伺う。	指導内容については、学習指導要領の内容に準じて定めており、相手を尊重する礼法指導に合わせて、基本動作となる「組み方」「崩しと体さばき」「受け身」などをを行うほか、投げ技や固め技を指導する。 投げ技として例示されているのは、「体落とし」「大腰（おおごし）」「膝車（ひざぐるま）」「大外刈り」「支え釣り込み足」「小内刈り」となっている。 固め技には、抑え込みと絞め技、関節技があるが、中学生の心身の発達の段階から、抑え込みのみを扱うこととなっている。

神永四郎	36	教育長	柔道の担当指導者には、保健体育科の教員が当たるのか、あるいは専門家やプロによる指導を考えているか、伺う。	柔道の指導には、保健体育科の教員があたることとしている。現在、保健体育科の教員は31名おり、そのうち、柔道の有段者は11名いるが、柔道の授業はできるだけ複数あたることが望ましいことから、対応可能な教員やスクールボランティアに見守りを行っていただくことなどにより、対応しているところである。専門家等の活用は、今のところ考えていない。
神永四郎	37	教育長	柔道着の費用は誰が負担するのか伺う。	柔道着については、一部貸し出しの用意もあるが、基本的には、各家庭で準備していただくことになる。なお、学校販売用の柔道着は、1着4500円程度と聞いている。
神永四郎	38	教育長	中学生の柔道を指導者1人で指導できるのか、外部指導者の活用を考えているか、伺う。	柔道を実施する学校については、そのほとんどが、現行の学習指導要領においても、柔道に取り組んでおり、また、保健体育科の教員は、大学で武道の単位を取得するとともに、毎年、地区の研修会を受け、具体的な指導法を学んでいることから、1人で指導することは十分可能である。 しかしながら、できるだけ多くの目で、生徒を見守ることが、安全の確保につながることから、対応可能な教員やスクールボランティアの協力により、複数で安全指導する体制をとることが望ましい。 柔道の愛好家や有段者などの外部指導者の方に、柔道の指導に協力していただくことは、12番神永議員ご指摘のとおり、安全の確保と指導の充実につながるものと認識しているので、今後、指導の補助者として協力していただくことについて考えてまいりたい。
神永四郎	39	教育長	柔道の指導時間や指導内容の不足が見込まれる中、目標の達成ができるのか、伺う。	武道は、中学校で初めて学習する内容であり、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようにすることが求められる。 また、武道は、我が国固有の文化であり、礼節を重んじ、相手を尊重することや伝統的な作法、所作を学ぶことを目的としている。 体育学習による武道は、競技性を求めるものではなく、妙味を体感するための基本的な動作や技を学ぶことを目的としているものであることから、一概に、柔道の指導時間数や指導内容が不足するとは考えていない。
神永四郎	40	教育長	柔道の授業において、男女共修で、40人の生徒を指導しながら、安全確保等の把握ができるのか、伺う。	柔道の授業に限らず、体育の学習では、40人近くの生徒を対象に授業を進めるため、指導者である教員は、常に安全に配慮した指導法や学習の場づくりに心がけ、生徒の把握に努めている。 40人近くの生徒が一斉に学習することは、互いに教えあったり、競い合ったりする学び合いにより、男女を問わず、多くの仲間と関わる力が高まるといった良さもある。 柔道の指導においては、研修等による教員の資質向上を図るほか、複数による指導の体制や外部指導者の協力なども視野に入れながら、生徒の安全確保に努めてまいりたい。

木村 信市	41	市長	広域避難所の運営に関する学校の基本的役割と、地域との役割分担について伺う。	広域避難所は、災害対策本部の決定に基づき、各小学校に避難取容部（教育部、文化部、子ども青少年部）が地域住民や教職員の協力を得ながら開設し、広域避難所運営委員会が運営することになる。 広域避難所の運営に関する学校の基本的役割は、一つには施設管理者（校長）として、避難所の用に供する施設の部分を明示して提供すること、そして避難所の開設・運営に協力することとなっている。 災害時には、教職員は、まずは児童・生徒の安全を確保・確認するとともに、被害の状況等を踏まえながら、校長の指揮監督のもと、広域避難所の開設・運営に協力することとなる。 また、地域においては、ボランティア等の協力を得ながら、自主防災組織により、情報の収集や伝達、要援護者の支援、衛生管理や清掃、炊き出し等、広域避難所の運営にあたることになる。
木村 信市	42	市長	学校の開校時と閉校時における教職員の役割・責任に違いがあるのか。	学校の開校時には、教職員は学校にいる児童・生徒の安全の確保を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら、校長の指揮監督のもと、広域避難所の開設・運営に協力することとなる。 また、閉校時には、教職員は、児童・生徒の安否確認作業を行うとともに、開校時と同様に校長の指揮監督のもと、広域避難所の開設・運営に協力することとなっている。 開校時と閉校時の違いについては、基本的に、教職員は広域避難所の開設・運営に協力するというスタンスに変わりはない。
木村 信市	43	教育長	各種防災訓練は、これまで、どういう災害を前提に実施されてきたか。3月11日の教訓はその後の防災訓練等にどう反映されているか。	学校における避難訓練はどういう災害を前提に実施してきたか等について質問であるが、市内36校すべての小・中学校において、毎年、地震・火災等を想定した避難訓練を複数回実施しているが、その中には、震災以前においても、津波を想定した訓練を行っていた学校もある。 昨年度は津波を想定した避難訓練を実施した学校は4校であったが、今年度は津波が想定される海拔10メートル以下の小・中学校10校を含め、25校が津波避難訓練を実施、又は実施を予定している。 これらの訓練は、学校ごとに定める防災計画に基づいて実施しているが、東日本大震災を教訓として、改めて、避難場所や避難経路を見直すとともに、防災教育や訓練を通して児童・生徒への安全に対する意識を強化したところである。
木村 信市	44	教育長	7月29日の津波対応訓練の実施結果と反省点についてはどうか。また、その後の学校関係の訓練に、どう活かされているか。	7月29日の訓練については、夏休み中ということもあり、その時刻に、部活動等で学校にいる教職員と子どもたちが、緊急に対応するという設定で行われた。 海拔10m以下の小学校7校、中学校3校が参加し、学校の最上階または屋上に避難する訓練を行ったが、通常の授業中ではなく、緊急の対応であったことから、ざわついたり、指示が思うように通らなかつたりといったことが課題として挙げられた。 この訓練を受けた後に、津波を想定した避難訓練を実施した小学校においては、訓練の反省から、教職員が児童に対して、命の尊さや人の話を聞くことの大切さを改めて指導したことにより、子どもたちは訓練を真剣に受け止め、勝手な言動や行動をとることなく、整然と行うことが出来たと聞いている。

鈴木 紀雄	45	市長	広域避難所である小学校や中学校は、津波発生の緊急時に、出入口の開錠など上層階へ避難できるような対応がされているのか。	学校施設は、職員が不在のときは、全て施錠してあり、教職員用の入口の鍵を開けなければ入ることができない。また、屋上への出入口についても、カギが無ければ開けられないようになっており、鍵は職員室、あるいは今回の震災を機に最上階に保管場所を設けた学校もある。 休日や夜間など、教職員が在校していない時に津波が発生した場合については、これまで校長会でも話題にされていると聞いている。 そういう中で、瞬時を争う津波の際には、職員の到着を待つわけにはいかないので、職員室等の窓をやぶってでも、校舎の中に入つて、まずは最上階へ避難してもらうことも、やむを得ないと判断されているところである。
鈴木 紀雄	46	市長	小中学校の校舎などは、外階段があれば、比較的容易に屋上へ上がることができる。各校舎などの外階段の設置についてどう考えるか。	学校の外階段は、校舎の火災等の緊急時に、建物の中から外へ避難するため整備したもので、ほとんどの学校で最上階までとなっており、また通常は外側から入れるようになつてない。 緊急避難的に外階段を利用することはもちろん想定されるが、災害時に安全に避難していただくためには、外階段は大勢の人が集中すると安全面で心配があり、基本的な避難経路については、校舎内の階段を利用していただきたいと考えている。 屋上まで通じる外階段の設置は、学校の日頃の防犯や安全管理上、心ない者による不法侵入やいたずらの発生が懸念されるため、現在のところ、考えていない。
鈴木 紀雄	47	市長	津波の場合、どのエリアへ避難したらよいか、誰でも安全に誘導できるような表示が必要である。このような避難誘導の表示は設置されているのか。	津波の際に学校へ避難した場合、まずは命を守るために、校舎の高い場所に逃げる必要がある。避難のための誘導表示については、現在、設置していないが、階段の位置表示や屋上への誘導表示については検討する必要があると考える。 今後は、学校の避難訓練に地域の方にも参加していただき、地域の方と一緒に、学校の屋上に避難する訓練等も行ってまいりたいと考えている。
田中利恵子	48	教育長	大規模地震への見直しは、どのような視点を重視して見直しを行ったのか。	東日本大震災の発生を受け、学校現場では津波に対する危機意識が大変高まり、4月早々から教育委員会と校長会とで協議を重ね、「学校における大規模地震への対応」の見直しを行ってきた。 主に津波を想定した見直しを行ったものであるが、災害の状況に応じた職員の初動体制の徹底や、在校時・登下校時・在宅時など時間帯によって、児童・生徒、教職員そして保護者がどう対応するか、また、保護者への引き渡しはどういう場合、いつ行うかなどの視点を重視し、一定の基準を設けたものである。 この見直しを踏まえ、各学校では「学校防災計画」の見直しを行い、それぞれ避難場所、避難経路、防災教育や避難訓練のあり方の再検討を行っている。

田中利恵子	49	教育長	<p>3・11の震災以降、教訓をどのように引き出し、避難訓練の実施または計画を行っているか。また、教職員・子どもたちに、どのような変化が見られたか。</p> <p>東日本大震災以降、学校では、新たな視点で避難訓練を行っている。具体例を申し上げると、まず、城北中学校では、東日本大震災で中学生が避難誘導で活躍したことが教訓となり、中学生が保育園児をおぶったり、手をつないだりして、中学校の3階に避難誘導するという試みを行った。また、国府津小学校では、子どもたちが、被害のあり様をテレビの映像で繰り返し見たり、実際に強い地震を体験して、危機意識が高まっている今を捉え、屋上へ避難する訓練を行い、その後、保護者にも参加していただきて、引き取り訓練を実施した。また、橋中学校では、避難するだけでなく、中学生も救助や復興の担い手になるという考え方のもと、三角巾を使った応急手当や、担架での搬送、視覚障がい者や高齢者など、要援護者の避難誘導をサポートする訓練を行った。</p> <p>こうした訓練を通して、自分の身は自分で守るという意識を高めるとともに、他者を思いやり、助け合う心が芽生えたと聞いている。また、教職員は、子どもの命を最優先に守るということを再確認したところである。</p>
田中利恵子	50	教育長	<p>避難訓練に係る時間を短縮できるよう努力すべきなのと、訓練は同じことを繰り返し行なうことが効果的とされるが、どのように考えているか。</p> <p>各学校においては、これまで年に数回ずつ、地震・火災・津波等を想定して、避難訓練を行っている。このような中、東日本大震災の教訓から、例えば、町田小学校では、消防署員のアドバイスを受け、避難経路を見直し、訓練を行ったことにより、避難に要する時間短縮が図られたと聞いている。また、避難訓練の実施回数を増やしたり、不測の事態にも対応できるよう、抜き打ちで訓練を行ったりしている学校もある。</p> <p>18番田中議員ご指摘のとおり、訓練を繰り返し実施することは、児童・生徒に避難方法を身に付けさせる効果が高く、必要であると考えている。今後についても、各学校の置かれた状況や避難訓練に係る全体的な評価、事後指導等を踏まえ、安全に十分配慮し、より一層効果的な避難訓練の実施に取り組んでまいりたい。</p>
田中利恵子	51	教育長	<p>日頃の防災教育はどのように行われ、3・11の震災を受けて、取組みに何か変化はあったのか。</p> <p>各学校においては、これまで多くの教育活動の中で、災害発生時の心構えや避難方法等を学ぶ場面を作るとともに、教育委員会発行の、発達段階に応じた防災パンフレット「地震だ その時どうする」などを通して、災害に関する知識や心構え、日頃からできる防災対策などの指導を行っている。東日本大震災では、津波に対して危機感がなかった、ここまで津波は来ないと想い込みがあった、など、多くの児童らが犠牲になった状況が報じられている。</p> <p>そこで、各学校では、どのような状況下でも、子どもたちが自らの命を守っていこうとする「生き抜く力」を育むことを意識し、最悪のシナリオを想定して防災教育の見直しを行っている。</p> <p>例えば、地震や津波がどうして起こるか、そのメカニズムを学んだり、地域で起きた災害の歴史を学んだり、津波災害をイメージしながら、学校の周辺や自分の住んでいる地域を歩いたり、その時自分はどうしたらよいか考えさせたり、いざという時の実効性や危機感をもつことを意識した取組みを目指そうとしている。</p>

田中利恵子	52	教育長	防災学習に、沿岸部に近い学校は、海岸から学校までの距離を歩いて体感する、屋上から周囲の状況を確認する、津波の体験者等から話を聞くなどを取り入れることが効果的と思うが、見解を伺う。	東日本大震災の教訓から、海拔10m以下の小・中学校では、津波を想定した避難訓練を実施したり、津波に関する知識や心構え、日頃からできる対策などの指導を行ったりしている。 18番田中議員ご指摘のとおり、児童・生徒に実体験をさせることは、防災に関する情報を身近に捉えることができるいい機会であると考えている。 市としては、実体験を取り入れた防災に関する学習の充実を図るなどして、災害が発生した場合に、自分で自分の身を守るといった子どもたちの育成を目指してまいりたい。
大村学	53	教育長	中学校の新学習指導要領が全面実施になるが、武道に向けた整備は行ってきたのか、どこの学校が柔道あるいは剣道を選択することになるのか。	本市では、城山中学校に柔剣道場が、橋中学校に柔道場が整備されているが、その他の学校については、屋内運動場で、柔道の場合は、クッション性があり、滑り止めのある畳を敷いて対応することとしている。 また、剣道を選択した学校では、防具をそれぞれ40セット整備する予定である。 柔道を選択する学校は、城山中、白鷗中、白山中、鴨宮中、泉中、城北中、橋中の7校であり、剣道を選択する学校は、城南中、千代中、国府津中、酒匂中の4校である。
大村学	54	教育長	履修に必要な道着や竹刀などは、どのように対応するのか。	道着と竹刀については、一部貸し出しの用意もあるが、基本的には各家庭で準備していただくことになる。柔道着については、1着4500円程度、竹刀は1500円程度であり、剣道着については体操服で代用することとしている。 なお、そうした柔道着などについては新たに購入される方もいるが、卒業生や知人から譲り受けるなど工夫して対応されていると聞いている。
大村学	55	市長	平成25年度までの時限付き補助金「学校施設環境改善交付金」を活用して、柔道場を整備する考えはないか。	本市では、武道場の整備は、城山中学校及び橋中学校のみとなっており、他市に比べ整備率が低いことは承知している。 教育環境の整備については、これまで、子どもたちの安全確保を最重要課題として、耐震補強工事等を行ってきたこともあり、老朽化への対応や新たな整備が行えていない状況にある。 新学習指導要領の全面実施に向けて、国が時限付きで補助率を引き上げていることは承知しているが、用地の確保や整備費に多額の費用を要することであり、学校現場で様々な課題がある中では、何を優先して行うべきか、考えないわけにはいかない。 平成25年度までの時限措置を活用して整備することは、難しいと考えている。
大村学	56	市長	いのちを大切にすることを掲げる市長として、まずは1校だけでも柔道場を整備すべきと考えるがどうか。	子どもたちが安全に柔道を履修できるように、1校だけでも整備するべきという、14番大村議員の熱意は十分に理解する。 しかし、施設の老朽化やこのたびの東日本大震災で明らかになった災害時の対応、また、グローバル化、情報化への対応として、教育ネットワークの機能強化など、緊急に取り組まなければならない課題が山積している。 柔道場の整備は、今後、学校施設をリニューアルしていくようなときに併せて、検討してまいりたい。

大村学	57	教育長	<p>武道の必修化に向けて、武道指導者の確保について、どのように考えているのか。</p> <p>武道の指導は、保健体育科の教員が行っている。現在、保健体育科の教員は、男性20名、女性11名であり、その中で柔道の有段者は11名、剣道の有段者は1名である。</p> <p>保健体育科の教員は、毎年、順次、国や県が開催する研修会に参加し、安全かつ効果的な指導法を学ぶとともに、その指導法について地区の研修会を通じ、保健体育科の教員への周知を図り、指導力の向上に努めている。</p> <p>また、複数による指導の体制や外部指導者の協力なども視野に入れながら、生徒の安全確保に努めてまいりたい。</p>
大村学	58	市長	<p>柔道事故が多いことに対して、どのように考えていて、どのように対応するのか。</p> <p>事故はあってはならないものであり、特に安全の確保を徹底したいと考えている。特に、柔道は、相手を投げたり、抑え込んだりする技を使うため、他の運動に比べて危険度が高く、安全上の配慮が必要になるということも認識している。</p> <p>授業にあたっては可能な限り複数体制で指導に当たる等、最大限事故防止に努めていただきたいと考えている。</p>

※ 一般質問（文化部）

議員	N O	答 弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木美伸	1	市長	木造天守閣を再建した事例があるのか。また、小田原城と同じ国指定史跡内での木造天守閣再建の事例はあるのか。	近年になって木造で再建した事例は、平成6年の静岡県掛川城、平成7年の宮城県白石城、平成16年の愛媛県大洲城があるが、これらの城は、いずれも国指定史跡内での再建ではない。 一方、小田原城のように国指定史跡で木造天守閣を再建するには、「文化財保護法」に基づく文化庁の許可を得る必要があるが、11番鈴木議員御指摘のとおり非常にハードルが高く、これまでに再建の事例はない。
鈴木美伸	2	市長	天守閣を木造再建するには、どのような課題があるのか。また、将来の夢として木造での再建ができる見込みはあるか。	文化庁の指導によると、史跡内での建造物は、史実に忠実に復元する必要があり、外観のわかる古写真、建物の寸法や構造のわかる設計図、発掘による遺構の確認などが必要な条件となる。 小田原城天守閣には、模型や引き図（立面図）はあるものの、古写真や詳細な設計図などの資料が十分にそろっていないため、天守閣の木造再建は、極めて多くの課題があるものと認識している。
鈴木美伸	3	市長	文化庁は小田原城の木造再建について、どのような見解をもっているのか。	文化庁の担当者の見解ではあるが、やはり小田原城の木造での天守閣の復元は、史実に忠実な復元を行うための資料が不足していることもあり、現状では極めて難しいとのことで、さらに資料の収集や研究を続けて欲しいとの意見をいただいた。 いずれにしても、今後の耐震改修等や木造再建の可能性の検討を進めるに当たっては、文化庁と十分な情報交換や調整を行ってまいりたい。
小澤峯雄	4	市長	二宮尊徳先生の教えをどのように市政に生かしていくと考えているのか。	郷土の偉人である二宮尊徳先生をたいへん尊敬しており、まちづくりをおこなう上でいつも意識している。 昨年1月から12月に「広報おだわら」紙上で「尊徳道歌の心」を連載し先生の教えを市民にわかりやすく伝えることに取り組んだほか、市民と行政が一体となって新しい「小田原スタイル」を確立する「無尽蔵プロジェクト」の「無尽蔵」も先生の言葉を借りたものである。 また、新総合計画の策定過程において実施した、200名の市民参加による「TRYフォーラム」は、先生の「いもこじ」にヒントを得ており、また地域別計画は、先生の言う固有の「徳」を生かす、という教えを意識したものである。 更に、昨年創設した「おだわら地域力市民力表彰」は、先生が小田原藩主大久保忠公から顕彰された故事を参考にしたものである。 今後の市政運営にあたっても、至誠、勤労、分度、推讓に代表される先生の教えを実践することが大切だと考えている。

木村信市	5	市長	<p>市民主体の社会教育活動に対する公的責任について、どのように考えているか。また、それを実現するための方策等についての見解を問う。</p> <p>市民主体の地域社会の形成や発展には、市民力、地域力の充実が必要である。 それらの充実のために、社会教育活動に対する行政の担う役割は重要であると認識している。 本市では、社会情勢の変化に合わせながら、市民のニーズやまちづくりの必要性等を考慮し、生涯学習課を始め、各事業課において、各種講演会、講座の開催や、出前講座等を実施しているところであるが、今後も、学習の機会を保障するとともに、学んだ成果を生かすことができる環境を整備することで行政の役割を果たしていきたい。</p>
------	---	----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市議会決算特別委員会の概要について（教育委員会関係）

1 設置期間 平成23年9月20日から10月5日まで

2 教育委員会関係概要

(1) 決算

案 件	審議結果	備 考
平成22年度一般会計歳入歳出決算	認定	

(2) 現地査察

経 貹 名 等	査察箇所	備 考
酒匂川スポーツ広場管理費 災害復旧工事請負費	寿町	スポーツ課

(3) 総括質疑

<教育部>

議員	質 問 事 項	担当課	備 考
小松	小中学校及び幼稚園の消防設備等保守点検委託について (1) 保守点検実施のチェック体制について	教育総務課	
関野	学校教育について (1) 少人数学級への前進の取り組みについて (2) 学校管理費 学校施設要望と校舎リニューアル計画と防災対策について	教育指導課 教育総務課	
木村(信)	教育委員会費について (1) 本年4月からの教育委員会の組織変更の目的と、教育委員会の権限及び教育委員の職務の変更点について (2) 本年4月からの組織変更について、教育委員会では、いつどのような議論がされたのか。 (3) 主要スポーツ施設の指定管理者制度の導入方針に関しては、平成22年度の教育委員会議ではいつ、どのような議論がされたか。	教育総務課	
俵	土地借上料について (1) 学校用地について	教育総務課	
佐々木	旧片浦中学校施設活用検討事業について	教育総務課	

<文化部>

議員	質問事項	担当課	備考
小松	小田原城跡内の樹木管理について (1) 台風15号による倒木の状況について	文化財課	
木村(信)	生涯学習センター費について (1) 生涯学習センターの利用基準について。 (2) 生涯学習センターの社会教育施設としての位置づけについて。また、宗教・政治活動に関する利用許可について (3) 地区公民館における宗教・政治利用の基準について	生涯学習課	
俵	酒匂川スポーツ広場について (2) 他の場所への移設について 図書館について (1) 購入図書費について (2) デジタル化事業について 土地借上料について (3) かもめ図書館用地について	スポーツ課 図書館 図書館	
野坂	酒匂川スポーツ広場について (1) 酒匂川スポーツ広場における国体以降の復旧に掛かった費用の内訳について (2) スポーツ広場の場所の変更は考えているのか	スポーツ課	

<子ども青少年部>

議員	質問事項	担当課	備考
小松	地域・世代を超えた体験学習の在り方について 塔ノ峰青少年の家について (1) 小田原産木材等の活用について	青少年課	

平成23年度上半期寄付採納状況について

資料4

物品

	寄付者	寄付物品	見積額	使途先
1	小田原市南鴨宮 2-10-16 清水 左知子	図書「こどもたちと金子みすゞの作品 を読む」	1,500円	教育委員会の備 品・施設として
2	匿名	土器片9点 石器 1点	不明	郷土文化館の 展示・研究資料と して
3	福岡市早良区百道浜 4-1-2-303 蓑原 善和 世田谷区船橋 4-1-14 蓑原 敬、小林 紀美子	茶杓 松永耳庵銘「蒲」共筒 茶杓 松永耳庵銘「鶯」共筒 松永耳庵書簡 松永耳庵書「無依」 松永耳庵書「波上無政為縦横」 松永耳庵書「松下亭新築なりて」 松永耳庵書「藪なれど冬日あたたか 海ちかし」色紙 松永耳庵書「長松庵」(捲り) 老樺荘増築図面等 老樺荘関係写真等(データ)	不明	郷土文化館の 展示・研究資料と して
4	小田原市栄町 1-5-22 株中村屋 小田原市栄町 1-14-48 ジャンボーナックビル	扇風機14台	80,000円	青少年の健全育 成のため
5	小田原市南鴨宮 3-6-5 城山ハンドベルクラブ 菊地 みどり	トーンチャイム	99,750円	酒匂中学校の備 品として
6	小田原市曾我原333 下曾我小学校PTA 会長 武藤 一則	コンクリート製的当て板、バスケットゴ ール	500,000円	下曾我小学校の 備品として
7	小田原市酒匂930 下府中小学校PTA 会長 卵月 玲子	折りたたみテーブル、エアコン	509,690円	下府中小学校の 備品として

8	小田原市栄町1-4-5 小田原ライオンズクラブ 会長 松下 民雄	視力検査器25台	2, 441, 250円	市立小学校の備品として
9	小田原市東町 4-11-2 小田原報徳ライオンズクラブ 会長 秋山 勉	視力検査器 6 台	558, 000円	市立幼稚園の備品として
10	小田原市中町 3-13-22 小田原古紙リサイクル事業組合 理事長 浅野 弘人	「その他紙」リサイクルリーフレット	280, 000円	小田原市立小・中学校のリーフレット
11	小田原市酒匂3-4-1 酒匂PTA 会長 岡村健二郎	災害時本部用テレビ1台	39, 850円	酒匂中学校の備品として
12	小田原市久野1561 久野おやじの会 事務局長 北村 昌己	木造ベンチ3台	約36, 000円	小田原市教育委員会の備品として
13	小田原市寿町 5-12-31 小田原ロータリークラブ 会長 高田 喜好	児童用図書「チリとチリリうみのおはなし」ほか	450, 000円	小学校(9校)への小学生向け図書の購入のため

資料 5

緊急発掘調査事業について

1. 経緯

近年、地震被害に備えて基礎に杭や柱状改良を施す住宅建設の増加に伴って、埋蔵文化財包蔵地内における発掘調査件数が増加している。なかでも個人住宅の建設については、国庫補助対応で市が緊急的に発掘調査を実施しているが、平成23年度も当初の見込を大きく上回って対応している状況である。これらの発掘調査は、遺跡を適切に保存するために緊急性、必要性の高い事業であるとともに、市民への迅速な対応が求められているため、事業費の増額が必要である。

2. 平成23年度緊急発掘調査の見込件数

(単位:件)

	本格調査	試掘調査	合計
当初見込	9	30	39
執行済・執行中	9	35	44
今後見込	6	13	19
合 計	15	48	63

3. 調査件数の推移

(単位:件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
本格調査件数	15	15	17
試掘調査件数	54	28	52
合 計	69	43	69

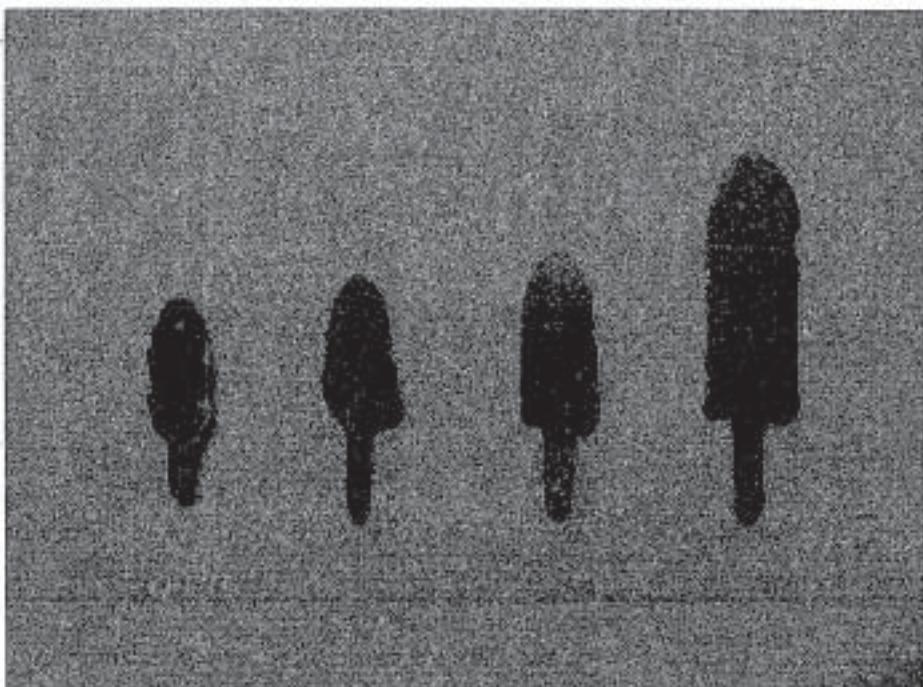
平成23年度緊急発掘調査出土遺物の保存処理について

1. 銅 鏃 (どうぞく)

- (1) 遺跡の名称：府川諒訪ノ前（ふかわすわのまえ）遺跡第Ⅲ地点
- (2) 場 所：小田原市府川字諒訪ノ前
- (3) 調査原因：個人住宅新築に伴う本格調査
- (4) 調査期間：平成23年4月21日から6月20日まで
- (5) 銅鏃の概要：古墳時代前期と推定される銅鏃は、ビットから1点、古墳時代前期の土器が出土する土層から3点の総数4点が出土した。昭和41年（1966）に本地点付近で行われた発掘調査の際にも、銅鏃が5点出土しており、本遺跡では総数9点の銅鏃がこれまでに出土している。

銅鏃は、矢の先端部に付ける銅製のやじりで、実用品ではなく何らかの祭祀に伴って使用されたものと考えられている。古墳時代前期の頃は、金属の製品が大変貴重なものであったことから、これらを手に入れることができた有力者が本遺跡を形成したと考えられる。

多数の銅鏃が出土した遺跡は、神奈川県内においても類例がないことから、本遺跡から出土した銅鏃は大変貴重な遺物である。しかし、出土した時点で既に腐食が相当進んでいたため、早急な保存処理を施して保護する必要がある。



2. 銅鏡 (どうきょう)

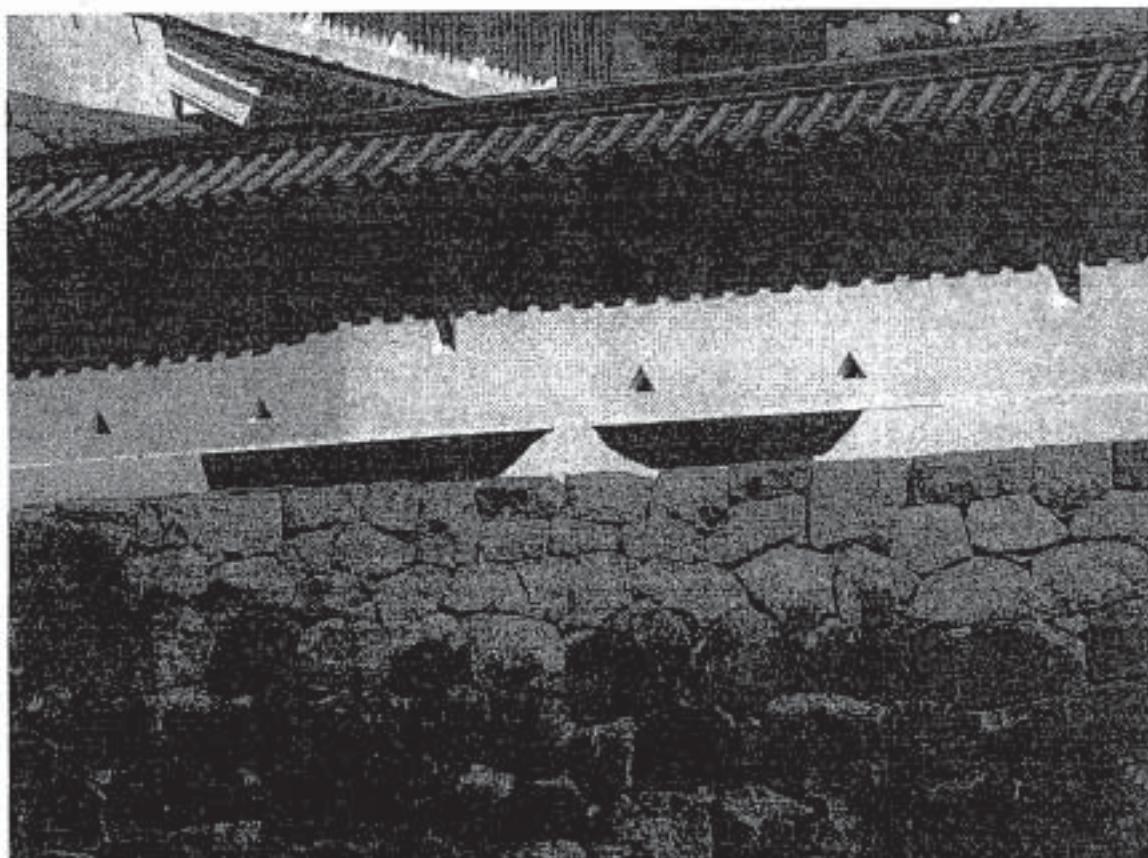
- (1) 遺跡の名称：別堀前田（べっぽりまえだ）遺跡第I地点
- (2) 場所：小田原市別堀字前田
- (3) 調査原因：個人住宅新築工事に伴う発掘調査
- (4) 調査期間：平成23年5月9日から6月15日まで
- (5) 銅鏡の概要：古墳時代の溝から古墳時代前期に属する銅鏡が出土した。銅鏡には、くちばしを開けた鳥らしき文様と乳（にゅう）と呼ばれる円形の突起が交互に6個ずつ認められる。この鳥や乳の文様構成から日本で造られた銅鏡と推定される。

銅鏡の出土は、小田原市内で4例目であり、神奈川県内では44面が出土している。銅鏡は、古墳の副葬品として埋葬部に納められた状態で発見されることが多いが、市内の事例はいずれも住居跡や溝といった集落から出土した特徴的なあり方を示しており、4例とも森戸川右岸の直径約1.5kmの範囲に集中している。

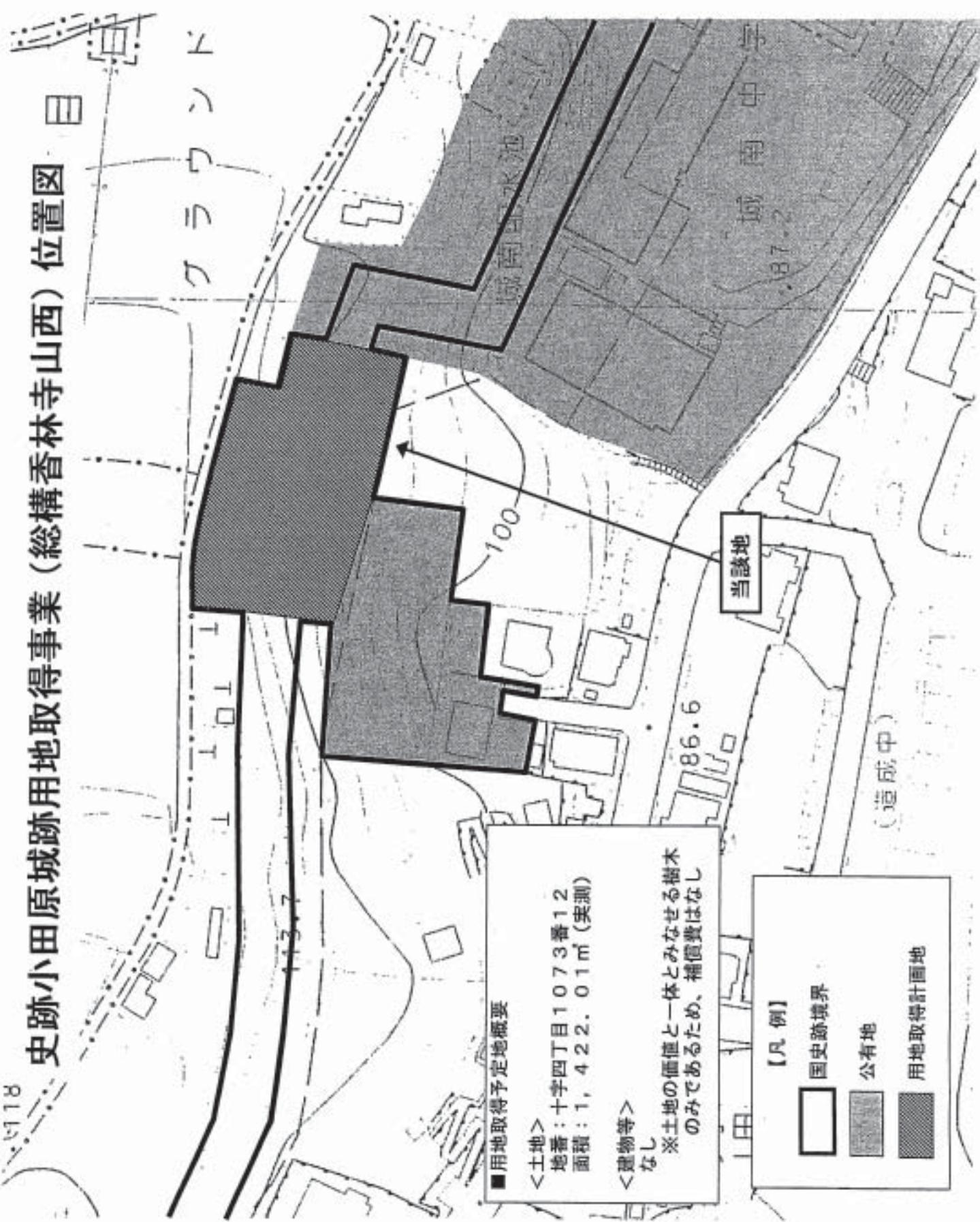
類似した文様の銅鏡は、東海地方や関東地方内陸部の古墳から出土しており、これらの地域との政治的・経済的な結びつきがあったことを示す大変貴重な遺物である。出土した時点で、既に鏽が付着して腐食が進んでいたため、早急な保存処理を施して保護する必要がある。



小田原城銅門土塀剥離状況



史跡小田原城跡用地取得事業（総構香林寺山西）位置図



地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験 in 城下町」の開催について

本年7月に開催しました「あれこれ体験 in 片浦」に続く第2弾の宿泊体験学習として、参加者である小学5・6年生が、学校や学年を超えたコミュニケーションを図り、世代の異なる大人（指導者）たちと交流をしながら、創造性や自立心、豊かな人間性を育むことを目的に実施いたします。

今回は、小田原駅周辺地域にある歴史や生業などの地域資産を歩きながら再発見していくとともに、実際に体験することでじっくりと経験を積める内容としています。

なお、この事業は、青少年の健全育成を支える指導者の実践活動の場、特に「おだわら自然楽校」受講生たちの活躍の場としての性格を併せもっているため、10代から60代まで幅広い年齢層の多くの指導者（大人）が、2日間を通して、子どもたちの指導・支援にあたります。



(1) 期 日 11月12日（土）～13日（日） <1泊2日>

(2) 場 所 サンサンヒルズ小田原及び小田原駅周辺地域ほか

(3) 参加（小学5・6年生）

- ① 募集定員 30人（男15人・女15人）
- ② 参 加 費 3,000円／人

(4) 指導者 おだわら自然楽校（研修課程履修者） 約20名が参加予定

(5) 内 容

- ・1日目 コミュニケーション・体験型ウォークラリー・夜のつどい
- ・2日目 朝食（自炊）・自然体験（散策、クラフト製作）・ふりかえり

(6) 体験型ウォークラリー（主なポイント）

- ① 第1コース 小田原城 → 前田商店（ひもの体験） → かまぼこ博物館
- ② 第2コース 小田原城 → 大川木工所（木工体験） → かまぼこ博物館
- ③ 第3コース 田中屋本店（梅干コロッケ体験） → 小田原城 → かまぼこ博物館
- ④ 第4コース 小田原城 → 田中屋本店（梅干コロッケ体験） → かまぼこ博物館

資料 7

平成 23 年 10 月 1 日

神奈川県市町村教育委員会連合会

会長 和田重宏 様

神奈川県市町村教育委員有志

東日本大震災の被災地の子どもたちへの支援の企画について（お願い）

——ほっとけない、から始まった教育委員有志の課外活動——

・趣旨

3月11日の大震災から半年を経て、とりわけ子どもたちの心のケアは大きな問題です。教育委員の立場から、被災地の復旧・復興に協力し、子どもたちが安心して成長していくよう、被災地とコミュニケーションをとりニーズに合う支援を連携して行う企画を考えました。ほってはおけない、お互いさまだから、の精神です。連合会におかれましては、「神奈川県市町村教育委員東日本大震災被災地子ども支援実行委員会」（通称「神奈川きずなブック」）の設立を認めていただき、その後援をしていただきますよう切にお願い申し上げます。

・企画の内容

- 連合会の中の教育委員の有志が、連携してきずなブック活動を通じた支援を行う。
- 支援の内容は、小・中学校用の本を中心とした教育資材を、相手のニーズに応えて送る。
- 「文部科学省東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイト」を通して、神奈川県市町村教育委員東日本大震災被災地子ども支援実行委員会（案）から支援の内容を被災地に向け提案し、被災地の要望を確認してから送る。
- 「神奈川県市町村教育委員東日本大震災被災地子ども支援実行委員会（通称「神奈川きずなブック」）（案）」を組織し、規約は別に定める。

・市町村教育委員会連合会との関係

- 後援として広報活動に協力する。

・支援の期限

今年度（平成24年3月31日まで）を一区切りとし、実行委員会の継続については次年度総会に諮る。

- 《理由》
- 3月11日に起こった大震災の被災地への支援の姿勢を、神奈川県市町村教育委員会連合会後援の活動として被災地に示すことが大切と考える。
 - 被災地の状況が変化すると思われ、対応する支援の形も変化すると考えられる。
 - 会計(寄付金等)が生じた場合、年単位で締めたほうがよい。
 - 構成の教育委員の任期を考え、今年度末で区切る。

今までの支援活動の事例

(H23年4月～9月)

二宮町教育委員東日本大震災被災地支援実行委員会

流れ 1. 準備 ⇒ 2. 発信 ⇒ 3. 受信 ⇒ 4. 町内対応 ⇒ 5. 今後

1. 準備
 - ・教育委員で話し合い、被災地を「ほっとけない趣意書」裏面参照 作成 (4月 18日)
 - ・実行委員会規約作成
 - ・教育委員会定例会にて「教育委員有志（全員）で実行委員会結成」の報告と了承
2. 発信
 - ・文部科学省東日本大震災子どもの学び支援ポータルサイトに登録
 - ・被災地視察訪問（教育委員の知人の気仙沼市へ）
 - ・気仙沼市教育委員会と意見交換、本の具体的要望の目安がつく
3. 受信
 - ・階上（はしがみ）小学校からの要望 読み物と図鑑 150冊程度
 - ・浦島（うらしま）小学校からの要望 養殖と点字の本 少ない冊数で可
4. 町内対応
 - ・PTA会長会にて→各小・中学校に活動の趣旨説明（ボランティア活動として）
 - ・個別に小学校、中学校の校長に活動の趣旨説明
 - ・二宮小学校校長のアドバイス→まず6年生から対応、本集め開始
 - ・不足分（図鑑） 小田原市と二宮町の合唱団、大磯高校に協力依頼
 - ・不足分（養殖と点字） 実行委員会で中古本購入
5. 今後
 - ・当面は気仙沼市の小学校、中学校、幼稚園、保育園への支援を続ける
 - ・町内は二宮小学校を中心に活動モデル校としてノウハウを蓄積する
 - ・送料等の寄付金集めが課題（各種ボランティア団体、教育委員OB会等を候補に）

《活動のようす》二宮小学校 6年生が本を持って来てくれました。作成：桑田校長

（転載コピー不可。）

二宮小学校6年生が気仙沼の小学校に「きずなブック」を贈りました 平成23年9月15日



遠く離れた被災地の小学生に思いをはせて
も、心を伝える手段に戸惑っていた本校の6年
生にとって、この度の「きずなブック」を気仙沼に
贈ろう」運動は、またとない好機でした。6年生の人数を上回る125冊の本が集まりました。1冊1冊に本校6年生の思
いを込めて、気仙沼にお贈り致します。これをスタートに、地道に末永くこの「きずなブック」運動が続くことを、心よ
く願ひ次第です。「がんばろう 気仙沼の小学生のみなさん」 神奈川県二宮町立二宮小学校長 桑田正明

2011年10月11日

小田原市教育委員会
委員長 和田重宏様

憲法を守り生かす西湘地域共同センター

今年度教科書採択の反省から次回への要望

私たち「憲法を守り生かす西湘地域共同センター」は、去る4月12日に、今年度教科書採択への要望書を提出し、以後傍聴を続けてきました。今回の教科書採択の経過を振り返り、私たちなりに新たな要望をまとめましたので、次回採択に生かしていただければ幸いです。

「小田原平和都市宣言」の趣旨が生かされた教科書採択であり、理不尽な「請願」などには毅然とした対処、そして採択の論議では闇達な意見交換などが行われました。教科書展示会に用意されたアンケート用紙、そして全文入力と集計、それを報告書に添付するなど採択のための実務も大変だったと思われます。改めて感謝の念を表明します。

いくつかの気づいた点を整理してみました。

教科書展示会について。①市民周知の徹底が弱かったこと ②土日や夜間しか時間の取れない方への配慮が不足していたこと ③アンケート記入のための机・椅子、筆記用具が必要だったことなどです。

教科書採択検討委員会について。①第2回検討委員会での報告はスクリーン無しにしてほしい（「スクリーンの向こうでの報告に違和感を感じた」という感想あり） ②調査研究報告に現場の声の反映を（市民の声は添付された意見箱集計で判断）

以上のことから、次回での改善を要望するものです。コメント（回答）は、文書で10月末日までにお願いできれば幸いです。

記

- 1、教科書展示会の「広報掲載」など市民周知を工夫してください。勤労者も参加できる土曜・日曜オープンや夜間開催を追求してください。アンケート記入のコーナー確保などにも配慮してください。
- 2、教科書採択検討委員会のあり方を改善してください。例えば、スクリーンの仕切りを取り払い、オープンで透明性がある検討委員会にしてください。
- 3、調査研究報告書に現場の声がもっと反映される様な工夫をしてください。例えば、加点制の導入などによって、現場の声がわかりやすい報告書にしてください。教科書展示会の意見集計と添付は継続してください。

連絡先 〒250-0215 小田原市千代490
富田彬道

資料 9

腐葉土の放射性セシウムの検査結果と対策について

1 経緯

- 平成 23 年 7 月 25 日付農水省通知「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛について」において、堆肥中の放射性セシウムの基準が設定されるまでの間、神奈川県を含む 17 都県で発生した堆肥原料及びこれらを原料とする堆肥については、農地土壤への施用や生産を自粛する旨通知があった。
- それを受け、8 月 1 日付けで各学校・園あて「高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産の自粛について」通知した。
- 8 月 1 日付農水省通知「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」が出された。
- それを受け腐葉土の生産を行っている学校の腐葉土について検査を行ったところ次のとおりの数値が検出された。

2 検査結果

学校名	採取	放射性 セシウム	放射性 セシウム	合算値 [Bq/kg]	参考: 腐葉土間近の	直近のグラウンドの
		^{134}Cs [Bq/kg]	^{137}Cs [Bq/kg]		空間線量 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$]	空間線量 [$\mu\text{Sv}/\text{h}$]
芦子小(腐葉土)	9/12	不検出	不検出	不検出	0.03	0.04(9/28)
片浦小(腐葉土)	10/6	318	371	700	0.07	0.10(9/22)
大窪小(腐葉土)	10/6	105	117	200	0.05	0.06(9/22)
久野小(腐葉土)	10/6	296	356	700	0.07	0.04(9/6)
前羽小(腐葉土)	10/6	108	144	300	0.05	0.04(9/29)
下中小(腐葉土)	10/6	不検出	不検出	不検出	0.04	0.05(9/28)

※農林水産省が基準とする堆肥等の暫定許容値： ^{134}Cs と ^{137}Cs 合算値 400[Bq/kg]

※不検出とは、検出限界値を超えないことを意味する。(検出限界値：合算値 40[Bq/kg])

※検査機関：(財)千葉県薬剤師会検査センター

検査受付日：9 月 16 日・10 月 11 日 測定日：9 月 20 日、10 月 12 日

検査結果受理日：10 月 18 日

3 検査結果に対する対策について

子どもたちの学校生活の安心・安全を考え、数値が出た腐葉土については、土中に埋める措置を講じた。

平成23年8月1日

各幼稚園長様

各小中学校長様

小田原市教育委員会教育長

高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産の自粛について（依頼）

このことにつきまして、農林水産省より各地方農政局生産経営流通部長等を通して、神奈川県内の農業関係者及び家畜保健衛生所等の関係機関に別添写しのとおり通知が出されました。

つきましては、貴園、貴校におきましても、堆肥中の放射性セシウムの基準が設定されるまでの間、稻わらや落ち葉、雑草などを原料とした堆肥の施用及び生産を自粛していただくようよろしくお願いします。

なお、稻わらや落ち葉、雑草などを原料とした堆肥は、事故前に生産されたものであっても、事故後に包装されることなく ほ場等の野外に放置されていた場合も含みます。

今後、堆肥中の放射性セシウムの基準の設定などの連絡が入り次第、追って連絡させていただきます。

〔 指導係 担当 鈴木
TEL 33-1684 〕

農家の皆様へ 緊急のお知らせ

「<<3つの「お願ひ」>>

原子力発電所事故「後」に

東北・関東甲信越など17都県^{*1}で生じた、又は、集められた

- イ 家畜(豚・家きんを除く)の排せつ物(敷料を含む)
- ロ 稲わら、麦わら、もみがら、剪定枝、樹皮、落ち葉、雑草など
- ハ イヤロを原料とした堆肥

イ、ロ、ハ全てについて^{*2}、堆肥の基準ができるまでの間

**1 有償・無償にかかわらず、
譲渡しないで下さい**

**2 これらを原料とした堆肥を
生産しないで下さい**

(※家畜排せつ物等については、堆肥舎等での
切り返し等通常どおり管理して下さい)

3 農地土壤に施用しないで下さい^{*3}



*1:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

*2:事故前に収集されたものであっても、事故後に、包装されることなくほ場等の屋外に放置されていたものも含みます。

*3:具体的には、土壤改良資材、暗きよ資材、園芸敷料等としての利用、ほ場への投入を行なわないで下さい。ただし、ほ場内で発生したものを、同一ほ場内でそのまま土に埋込む場合は構いません。

～大切な農地土壤を守るために！～

＜＜高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等の施用・生産・流通の自粛が必要な理由＞＞

- 原発事故により、原発周辺県で水田に放置された稻わらから、高濃度の放射性セシウムが検出されており、当該稻わらを給餌された牛のふん尿やふん尿から生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。
※ 神奈川県につきましては、7月17～20日の調査の結果、稻わらはいずれも原発事故以前に収集し、適正管理されていたことを確認しました。
- また、原発周辺県の植物性堆肥原料（稻わら、麦わら、もみがら、剪定枝、樹皮（堆肥用に限る。）、落ち葉、雑草等）から生産された堆肥についても、同様の可能性があります。
- 高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壤に施用すると、土壤中の放射性セシウム濃度が増加する恐れがあるだけでなく、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超過する確率が増大します。

お問い合わせ窓口		
神奈川県環境農政局農政部 就農参入支援課	古賀・竹本	045-210-1111 (内線 4447)
農林水産省 生産局農業環境対策課 消費・安全局農産安全管理課		03-6744-2114 03-3502-5968

肥料・土壤改良材・培土等の流通・利用について ～耕種農家の皆様へ～

平成23年8月1日付の農林水産省の通知で肥料・土壤改良材・培土の暫定許容値(※)が定められましたので、現状、肥料・土壤改良材・培土の購入、施用等にあたっては、以下の点について注意してください。

(※)生産される肥料等に含まれることが許容される放射性セシウム濃度

1. 暫定許容値の設定対象

全都道府県のすべての肥料・土壤改良材・培土が対象です。

2. 暫定許容値

肥料(堆肥等)・土壤改良資材・培土

→含まれることが許容される最大値は400ベクレル/kg(製品重量)

※製品化した堆肥等が400ベクレル/kgを越えた場合、施用できません。

※ただし、以下の場合は、農地土壤の汚染を拡大することはないので、暫定許容値にかかわらず、農産物、家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を施用することが出来ます。

- ① 生産した農産物の全部又は一部をその農地に還元する場合
- ② 草地・飼料畠等で生産した飼料を畜産経営に供給し、その畜産経営から入手した家畜排せつ物又は堆肥を、元の草地・飼料畠に還元する場合

3. 堆肥の購入について

- ・ 暫定許容値を下回る肥料・土壤改良資材・培土を使いましょう。
許容される最大値は400ベクレル/kg(製品重量)です。

注:わら・もみがら等をそのまま施用する場合も含みます。

- ・ 購入したり譲り受ける場合は、相手に検査結果やどの時期に、どの地域で・どのように生産されたものか確認しましょう。

※ 詳細は、裏面をご覧ください。

1 家畜ふん堆肥について

県内の家畜ふん堆肥については、給餌している飼料の安全性が担保されているため、原則、検査の必要はありません。

ただし、事故(3月11日)以降、被覆せず、野外に保管されたもの及び剪定枝およびバーク(樹皮)由来のチップで3月11日以降に生産されたものを使用している場合、放射性セシウム濃度が高い可能性があるので、当面、検査の必要があります。

2 植物性材料を原料とした堆肥について

当面、原発事故(3月11日)以前の材料で製造し、屋根のある堆肥舎等(同様に放射性物質の被ばくがない処理も含む)に保管された堆肥を除き、当面、検査することが必要です。

なお、以下の資材を使用して生産されたものは、放射性セシウム検査の必要ありません。

- ①17都県※以外で採取された植物性材料で、その後、17都県以外あるいは屋内等に保管されていた資材
- ②木材の芯部分(樹皮部分を除く)を材料として製造され、その後、屋内等に保管されていた資材
- ③食品衛生法の暫定規制値をクリアしている食品の残渣(コーヒーかす等)で、屋内等に保管されていた資材

※神奈川県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

3 当面、自ら生産した堆肥等を使う際にも1~2と同様です。

4 培養土、土壤改良材について

当面、検査済みのロットについては、使用することができます。

※国の通知文は、農林水産省HP http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_syuan.htmlをご覧ください。

※ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先	担当者	電話
自己組織開拓団村山・横浜等担当部署 担当者 連絡先 電話番号		
神奈川県○○地域資源総合センター		
神奈川県就農参入支援課就農・普及指導G 係		045-210-4446

小中学校における通知表誤記入について

H23. 10. 25 教育指導課

1 今回の通知表記載誤りに関わる経過

去る 10 月 13 日（木）に、読売新聞の記者から教育委員会に対して、通知表に記載誤りがあるかどうかの取材があり、教育委員会では、昨年度と今年度前期において、そういう事例があった旨を回答した。

翌 14 日（金）、読売新聞に記事として掲載されたため、記者クラブから情報提供をしてほしいとの申し入れがあり、同日中に昨年度の 2 校（早川小学校・富士見小学校）と、すでに事故報告が上がっていた今年度前期分の城北中学校の計 3 校について、情報提供了。

学校に対しては、同日、教職員担当課長名で、通知表のチェック体制強化についてと、万が一、通知表誤記入等が発覚した場合は、早急に市教育委員会へ報告するよう、至急文書で通知した。

10 月 18 日（火）までにすべての小中学校を確認したところ、新たに 7 校から報告があり、先に発表した 3 校を含め、合計 10 校、延べ 179 人の児童・生徒の通知表誤記入が判明した。そこで、一連の公表を 10 月 20 日（木）に行った。

2 通知表作成の流れ

(1) 通知表に記載されている項目

- ・児童・生徒氏名 ・校長氏名・担任氏名 ・各教科の観点別学習評価と評定
- ・特別活動の記録（学級での係、児童会・生徒会活動、部活動など）
- ・総合的な学習の時間の記録
- ・出欠席の記録（忌引、出席停止、欠席・遅刻・早退） ・学級担任の所見

(2) 通知表の作成手順と点検

【小学校】

- ① 担任・教科担当は、日常の授業やテスト・作品などをもとに児童一人ひとりの評価資料を作成し、評価・評定を決定する。
- ② 児童一人ひとりの評価資料をもとに、それぞれの児童の評価・評定を学年内で確認しあう。
- ③ 担任は、評価・評定や特別活動の記録、出欠席の記録などを通知表作成ソフトに入力する。これをプリントアウトしたものが原簿となる。
- ④ 原簿をもとに、適正に評価・評定されているかを、管理職が確認する。
- ⑤ 担任は、原簿をもとに所見を作成する。
- ⑥ 担任は、所見のデータを通知表作成ソフトに入力・プリントアウトし、通知表の台紙に貼り付ける個人票を作成する。
- ⑦ 作成された個人票と原簿を、学年内で照合する。
- ⑧ 作成された個人票と原簿を、管理職が照合する。
- ⑨ 担任は、修正が必要な場合は修正した上で個人票をプリントアウトし、再度確認の上、通知表の台紙に貼り付ける。
- ⑩ 管理職・担任が、最終確認し、個人票を通知表が完成される。

【中学校】

- ① 担任・教科担当は、日常の授業やテスト・作品などを評価し、生徒一人ひとりの評価資料を作成する。
- ② 教科担当は、生徒一人ひとりの評価資料の数値を成績処理ソフトに入力し、自動計算によって評価・評定を決定する。また、担任は、所見や特別活動の記録、出欠席の記録などを別のソフトに入力する。この2つのデータをプリントアウトしたものが原簿となる。
- ③ 生徒一人ひとりの評価資料とプリントアウトされた原簿を、担任と学年主任が照合する。
- ④ 学年内の成績担当は、プリントアウトした原簿のデータを通知表作成ソフトに反映させ、プリントアウトし、通知表の台紙に貼り付ける個人票を作成する。
- ⑤ 作成された個人票と原簿を、管理職・学年主任が照合する。
- ⑥ 学年内の成績担当は、修正が必要な場合は修正した上で個人票をプリントアウトし、担任は、再度確認の上、個人票を通知表の台紙に貼り付ける。
- ⑦ 管理職・担任は、最終確認し、通知表が完成される。

3 原因

- (1) パソコンの入力ミスや操作ミス等、教職員一人ひとりの不注意によるもの。
- (2) チェック体制が機能しなかったこと、教職員の危機管理意識の欠如によるもの。
- (3) パソコン・ソフトの機能が不十分であることによるもの。

4 今後の対応

- (1) 「通知表の誤記入ゼロ」に向けて、全校で、通知表の総点検をする。管理職と担任が、学校で保管されている前期の通知表を11月8日（火）までに点検し、市教育委員会に報告する。
- (2) 通知表作成時の意識向上に向けて、教育長の通知文（注意喚起文書）を全教職員に配付する。また、教育委員会の指導主事が、今後1週間以内に全校を訪問し、教育長の通知文を元に、直接教職員の指導にあたる。
- (3) 通知表作成時のチェック体制の強化に向けて、教育委員会が、専門家を招いた通知表作成委員会（仮称）を立ち上げ、12月までに、チェック体制の再検討やチェックシートの作成を行い、その検討結果を各校に提示していく。
- (4) 最適な通知表作成ソフトの導入に向けて、現在使用しているパソコン・ソフトでよいかどうかを検討するとともに、自動チェックができる機能のある市販パソコン・ソフトの導入を含めた検討をしていく。

資料A

平成23年10月24日

各小・中学校教職員 各位

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

通知表作成時の対応について

<教育長からのコメント>

昨年度・今年度と、2年続けて通知表の誤記入の事故が発生してしまいました。同じ教職に携わる者として、このような事故が発生したことを残念に思うとともに、悔しく悲しい思いであります。

今回の件により、子どもたちや保護者、そして社会に対して、心の糸、信頼の糸が失墜することは避けられない事実であり、信頼と信用を取り戻すには、大変な時間を要するものと思います。

その回復に向けて、全教職員は、指導から評価に至る一連の教育課程の実施に、強い責任感と使命感を持ってあたるとともに、今後、このような事故が二度とあってはならないことを強く認識し、「自分には間違いがあるぞ」といった危機感を持って、目前の子どもたちの姿を思い浮かべながら、正確な通知表の作成、並びに、チェック体制の強化に努めてください。

小田原市教育長

<通知表作成時のキーワード>

- ☆ 【使命感】 担任（担当）の管理する資料は、正確なものであること。
- ☆ 【責任感】 担任（担当）の管理する資料から原簿に転記するときは、慎重に行うこと。
- ☆ 【危機感】 完成版は、目前の子どもの姿を思い浮かべながら、複数で再確認すること。

<今後の対応>

- 1 「通知表の誤記入ゼロ」に向けて、全校で、通知表の総点検をする。管理職と担任が、学校で保管されている前期の通知表を11月8日（火）までに点検し、市教育委員会に報告する。
- 2 通知表作成時の意識向上に向けて、教育委員会の指導主事が、今後1週間以内に全校を訪問し、教育長から全教職員宛の注意喚起文書（本書）を元に、直接教職員の指導にあたる。
- 3 通知表作成時のチェック体制の強化に向けて、教育委員会が、専門家を招いた通知表作成委員会（仮称）を立ち上げ、12月までに、チェック体制の再検討やチェックシートの作成を行い、その検討結果を各校に提示していく。
- 4 最適な通知表作成ソフトの導入に向けて、現在使用しているパソコン・ソフトでよいかどうかを検討するとともに、自動チェックができる機能のある市販パソコン・ソフトの導入を含めた検討をしていく。

平成23年度芸術文化普及啓発事業(アウトリーチ)実施校一覧

NO	実施校	日時	アーティスト	対象学年及び人数	会場
1	新玉小学校 山王小学校 (※)	平成23年7月4日(月) 13:50～14:30	金聖響 & 神奈川フィルハーモニー 管弦楽団	新玉小全児童 山王小4～6年生	新玉小体育館
2	富士見小学校	平成23年10月14日(金) ①9:35～10:20 ②10:40～11:25	歌の魅力を知るアウトリーチ 菊地 貴子氏	3,4年生 250人 5,6年生 230人	体育館
3	片浦小学校	平成23年10月18日(火) 11:30～12:15	チェロとピアノのアウトリーチ 花崎 薫氏	全児童55人	音楽室
4	下府中小学校	平成23年10月18日(火) 14:00～14:45	チェロとピアノのアウトリーチ 花崎 薫氏	5年生 81人	体育館
5	芦子小学校	平成23年10月25日(火) 10:35～11:20	歌の魅力を知るアウトリーチ 菊地 貴子氏	4年生 102人 5年生 83人 6年生 107人	体育館
6	千代小学校	平成23年11月8日(火) 11:00～12:00	サクソフォン4本で奏でるアウトリーチ カルテット・スピリタス	4～6年生 315人	体育館
7	東富水小学校	平成23年11月8日(火) 13:55～14:40	サクソфон4本で奏でるアウトリーチ カルテット・スピリタス	4～6年生	体育館
8	三の丸小学校	平成23年11月30日(水) 10:40～11:40	歌の魅力を知るアウトリーチ 菊地 貴子氏	4～5年生 175人	ふれあいホール
9	下中小学校	平成23年12月19日(月) 13:50～14:35	歌の魅力を知るアウトリーチ 菊地 貴子氏	4年生 54人	音楽室

※ 1の新玉、山王小学校は神奈川県立音楽堂主催のアウトリーチ事業

※ 2～9は小田原市主催のアウトリーチ事業

(担当 文化部文化政策課 33-1709)

芸術文化普及啓発事業（アウトリーチ）出演者プロフィール

《歌の魅力を知るアウトリーチ》



菊地 貴子（きくち たかこ）

二期会ソプラノ会員。国立音楽大学声楽科卒業。同大学院オペラ科首席修了。関西日伊コンコルソ金賞受賞。東京文化会館新人オーディション合格。読売新人演奏会（読売新聞主催）出演。

二期会オペラ本公演「ヴァルキューレ」のオルトリンデ役でプロデビューの後、ヴァーグナー、モーツアルト（「魔笛」「フィガロの結婚」等）、ベートーヴェン、リヒアルト・シュトラウス等の作品の主役、準主役を演じる。世界的名指揮者・小澤征爾、故・朝比奈隆、尾高忠明、故・若杉弘、E・ヴィヨーム等の指揮のもと、新日本フィルハーモニー交響楽団、東京フィルハーモニー交響楽団、東京都交響楽団、大阪フィルハーモニー交響楽団等と共に演じた。また、NHK-FMや故・朝比奈隆指揮／新日本フィル「ニュルンベルクの指輪」シリーズのCD等にも出演。2004年の二期会50周年オペラ「バラの騎士」では、鬼才G・クレマー（ヨーロッパを代表する演出家、小澤征爾のウィーン国立歌劇場デビューの際の演出担当としても有名）による演技指導の下、マリアンネ役を好演。同9月、名古屋フィルハーモニー交響楽団定期演奏会出演。その後、二期会オペラ「イェヌーファ」においては、村長婦人役を演じた。

在住の小田原市では、市の依頼による成人学校ヴォイストレーニング講座、「第1回全国童謡フェスティバル～白秋IN小田原～」における新作童謡「いつもの道」初演、2011年5月には、生涯学習センターけやきにて、「劇場に行こう！～オペラ大好き（小田原編）」を主催し、オペラの楽しさを普及する公演活動にも力を注いでいる。

教育現場においても、小田原市立三の丸小学校特別級（ひかり級、のぞみ級、わかば級）のボランティア音楽指導を川崎市立浅田小学校、大師小学校の全学年合唱指導など、子どもたちへの音楽教育活動を継続的に実施している。

「音楽工房わ・おん」主宰として、コンサート企画のほか、合唱団や音大受験生など、プロから幼児まで幅広い音楽教育に携わる。2009年にCD「白秋の小径」をFMおだわらより発売。同局のクラシック番組「ミュージック・リエゾン」（隔週土曜日16時～17時）パーソナリティー。小田原市本町在住

曲目（予定）

カンツォーネ：イタリア・ナポリ地方民謡「オー・ソレ・ミオ」、シューベルト「アヴェ・マリア」、北原白秋「待ちぼうけ」ほか

《チェロとピアノのアウトリーチ》



花崎 薫（はなざき かおる） 小田原市（下府中小）出身

東京藝術大学、ベルリン芸術大学卒業。

1981年、第50回日本音楽コンクールチェロ部門3位入賞。東京藝術大学在学中、安宅賞受賞。

86年、文化庁在外研修員としてドイツ、カールスルーエ音楽大学に留学。89年エルデーディ弦楽四重奏団を結成、2001年と03年にはドイツ、フランス公演を行うなど意欲的に活動している。

長年にわたり、新日本フィルハーモニー交響楽団の首席奏者として歴代の指揮者（井上道義、S.ゴーリードベルク、小澤征爾、G.ボッセ、K.アルミンク）のもと、オーケストラを支える。ソリストとしても、06年R.シュトラウス作曲「ドン・キホーテ」などで同交響楽団と度々共演。現代音楽アンサンブル、東京シンフォニエッタのメンバーとしても活躍し、07年同アンサンブルの定期公演でリゲティのチェロ協奏曲を演奏し高い評価を得た。2011年3月、新日本フィルハーモニー交響楽団を退団、2011年4月より愛知県立芸術大学准教授に就任。東京藝術大学、武蔵野音楽大学においても非常勤講師として後進の指導に携わっている。

堀江泰氏、エバーハルト・フィンケ、マーティン・オースタータークの各氏に師事。エルデーディ弦楽四重奏団よりハイドン、メンデルスゾーン、シューマンの作品のCDをリリース。

曲目（予定）

エルガー作曲「愛の挨拶」、バッハ作曲「無伴奏チェロ組曲第1番」、カサド作曲「親愛の言葉」ほか

《サクソフォン4本で奏でるアウトリーチ》

カルテット・スピリタス PROFILE

「新しいエスピリ(ラテン語でSPIRITUS)を持つサクソフォンカルテット」として、次世代を担う若手サクソフォン奏者4人により2003年に結成される。メンバーはそれぞれにソロ、オーケストラ、室内楽、レコーディングなど、様々な音楽シーンで活躍。クラシックを始め、ポップスから現代音楽まで幅広いレパートリーを持つ。第五回大阪国際室内楽コンクール・セミファイナリスト。

エンターテイメント性の高いコンサートが好評となり東京を中心とする各地でコンサートを展開している。2006年より財団法人「地域創造」登録アーティストとして「公共ホール音楽活性化事業」に参加。アイディアあふれる演奏と親しみやすいトークで、小学生からお年寄りまで全国各地の人々に音楽の楽しさを届けている。2008年8月BMGジャパンよりデビューCD「Scene(シーン)」をリリース。



松原孝政 (ソプラノ・サクソフォン)

昭和音楽大学卒業。特別賞を受賞。第2回東京室内楽コンクール入選。第16回日本管打楽器コンクール第3位入賞。00年、読売新聞社、ヤマハ株式会社、サントリーホール主催の各新人演奏会に出演。東京文化会館「新進音楽家デビューコンサート」オーディションに合格。その他受賞歴多数。現在、ソロ・室内楽を中心に国内主要オーケストラのサクソフォニストとしても活動。【トリオ リベルタ】【The Wind Wave】【Take8】のメンバー。参加CD多数。第13回ワールドサクソフォンコングレスに参加。04年スーパーワールドオーケストラに参加。ソロCD【Cruising】をベルウッドよりリリース。KEI音楽院講師。中村均一、富岡和男、彦坂真一郎の各氏に師事。



波多江史朗 (アルト・サクソフォン)

東京音楽大学卒業。同大学研究科修了。パリ国立高等音楽院を首席の一等賞を得て卒業。セルマー賞を受賞。UFAMパリ国際コンクール名誉一等賞、レオポール・ベラン・コンクール1位、アドルフサックス国際コンクール入選。1997-99年度文化庁派遣芸術家在外研修員。帰国以来、2度のリサイタルを東京文化会館にて開催。ポーランド国立ザブジェフィル、神奈川フィルハーモニー管弦楽団、大阪シンフォニカー、ニューフィル千葉と共に共演。NHK芸術劇場、FM名曲リサイタル出演。池袋音楽院、ポントワーズ音楽学校講師を歴任。現在、ヤマハ主催浜松国際音楽アカデミードバイザー、キロロサクソフォーンキャンプ講師、市川音楽院講師。ソロアルバム「Songs」をCAFUAレコードよりリリース。レコード芸術誌にて準推薦版。石渡悠史、中村均、ジャン=イヴ・フルモー、クロード・ドゥラングルの各氏に師事。



松井宏幸 (テナー・サクソフォン)

埼玉県高校、東京藝術大学卒業。東京文化会館「新進音楽家デビューコンサート」オーディション合格。「第8回日本クラシック音楽コンクール」全国大会第3位。「第22回日本管打楽器コンクール」第5位。クラシックのサックス奏者としてソロ、オーケストラや吹奏楽、アンサンブルなどの演奏活動を行う。一方、自ら音楽監督として「三浦の夏音楽祭」などのコンサートを企画。ライブなどではジャズを超えたミュージシャンと共に演したり、トークをしたりと、自分が楽しめる事探しにも余念がない。ミュージカル「キャバレー」(錦織一清、真矢みき)「グランドホテル」に出演。アメリカで行なわれた「第13回ワールドサクソфонコングレス」やマンハッタントラスファーのコンサート、吹奏楽の定期演奏会にゲスト出演するなど、多岐にわたり活動中。



東涼太 (バリトン・サクソフォン)

2003年、東京藝術大学を首席で卒業。併せてアカンサス音楽賞受賞。2005年、同大学院修士課程修了。在学中より“チャンチキトルネード”、サクソフォン四重奏団“ストライク”、“カルテット・スピリタス”的メンバーとして活動。これまでにソリストとして、東京ニュースティ管弦楽団、藝大フィルハーモニアとコンチエルトを共演。2006年より“東京中低域”“清水靖晃&サキソフォネッツ”にも参加するなど精力的に活動中。サクソフォンを富岡和男、斎藤広樹、須川展也、平野公崇の各氏に、室内楽を中村均一氏に師事。

曲目（予定）

「SOON」、「紡ぎ歌」

(「ワンコーラスずつ」)ソプラノ／「ミッキーマウスマーチ」、アルト／「ルパン」、テナー／「スリラー」、バリトン／「ゲゲゲの鬼太郎」ほか

Saxophone Quartet Xmas

2011年度
第80回市民劇場

【プログラム】

- バッハ：G線上のアリア
- ガーシュイン：ラブソディー・イン・ブルー
- テザンクロ：サクソフォン四重奏曲
- シフリン：ミッショング・インボッシブル
- ピアソラ：カラムブレ
- 糸加瀬太郎：情熱大陸のテーマ
- ニーノ・ロータ：ロミオとジュリエット
- クリスマスマドレー

*曲目・曲順は変更になる場合があります。

疾走する4本のサックスで
名曲の数々を

12/25(日)

小田原市民会館大ホール

14:00 開演 (13:00 開場)

【チケット】

小学生	500円
中・高生	1,000円
一般	1,500円

(全席自由席)

*小学生よりご入場いただけます。就学前のお子様のご入場はご遠慮ください。

【プレイガイド】

- 小田原市民会館
- 有隣堂小田原ラスカ店
- 伊勢治書店本店/ダイナシティ店/ブックプラザ店
- 平井書店



QUARTET カルテット・スピリタス SPIRITUS

主催：音楽の種を蒔く会／小田原市

協賛：小田原百貨店

カルテット・スピリタス 聖夜の四重奏

心にしみむたる旋律「バッハ：G線上のアリア」／「のだめ」でお馴染み「ガーシュイン：ラブソディー・イン・ブルー」／アンサンブルの定番「デザンクロ：サクソフォン四重奏曲」で実力發揮！／「スパイ大作戦」の映画化「シフリン：ミッション・インボッシブルのテーマ」／大人の雰囲気たっぷり「ピアソラ：カランプレ」／テレビでおなじみ「糸井瀬太郎：情熱大陸のテーマ」／懐かしい！映画ファンにはたまらない「ニーノ・ロータ：ロミオとジュリエット愛のテーマ」／やっぱりクリスマスはこれ。でも、ただの「クリスマスマドレー」じゃありません！

カルテット・スピリタス PROFILE

新しいエスプリ(ラテン語でSPIRITUS)を持つサクソフォン・カルテットとして、次世代を担う若手サックス奏者4人により2003年に結成される。メンバーはそれぞれにソロ、オーケストラ、室内楽、レコーディングなど、様々な音楽シーンで活躍。クラシックを始め、ポップスから現代音楽まで幅広いレパートリーを持つ。第五回大阪国際室内楽コンクール・セミファイナリスト。エンターテイメント性の高いコンサートが好評となり東京を中心とする各地でコンサートを開催している。2006年より財団法人「地域創造」登録アーティストとして「公共ホール音楽活性化事業」に参加。アイディアあふれる演奏と親しみやすいトークで、小学生からお年寄りまで全国各地の人々に音楽の楽しさを届けている。2008年6月BMGジャパンよりデビューCD「Scene(シーン)」をリリース。



松原 孝政 Takamasa Matsubara (ソプラノ・サクソフォン)

昭和音楽大学卒業。特別賞を受賞。第2回東京室内楽コンクール入選。第16回日本管打楽器コンクール第3位入賞等、受賞歴多数。現在、ソロ・室内楽を中心に国内主要オーケストラへの出演も多い。【トリオリベルタ】[The Wind Wave] [Take8] のメンバー。参加CD多数。第13回ワールドサクソフォンコングレスに参加。04年スーパーワールドオーケストラに参加。ソロCD [Cruising] をベルウッドよりリリース。KEI音楽院講師。中村均一、瀬川和男、森坂真一郎の各氏に師事。



波多江 史朗 Shiro Hatae (アルト・サクソフォン)

東京音楽大学卒業。同大学研究科修了。パリ国立高等音楽院を首席の一等賞を得て卒業。セルマー賞を受賞。UFAMパリ国際コンクール名譽一等賞、レオポール・ペラン・コンクール1位、アドルフ・サクソフォンコンクール大賞。1997-99年度文化庁派遣芸術家在外研修員。ポーランド国立ザブジェフィル、神奈川フィルハーモニー管弦楽団、大阪シンフォニカーネンツ、NHK芸術劇場、FM名古屋サイタル出演。ソロアルバム「Songs」(CAFUAレコード)はレコード芸術誌にて準推薦賞。石渡悠史、中村均一、ジャン=イヴ・ブルモー、クロード・ドクランゲルの各氏に師事。



松井 宏幸 Hiroyuki Matsui (テナー・サクソフォン)

埼玉県立、東京芸大卒。中村均一、瀬川和也の弟子としてサックスを学び、「カルテットスピリタス」や「MUSIC PLAYERS おかわり団」「科学寺西郷プラスバンドクラブ」のメンバーとしても活躍。ソプラニーノからバスまで様々なサックス(クラリネット少々)を握りジャンルを超えたミュージシャンと共に。また、ミュージカル「キャバレー」「グランドホテル」「ハート・サクシード・オペラ「罪人たち」(日本初演)や「マンハッタン・トランクス」のコンサートに出演。第8回日本クラシック音楽コンクール全国大会第3位、第22回日本管打楽器コンクール第3位。



東 涼太 Ryouta Higashi (バリトン・サクソフォン)

2003年、東京藝術大学を首席で卒業。併せてアカンサス賞審査員を務める。2005年、同大学院修士課程修了。在学中より「チャンチキトルネード」、サクソフォン四重奏團「ストライク」、「カルテット・スピリタス」のメンバーとして活動。これまでソリストとして、東京ニューシティ管弦楽団、慶應義塾管弦楽団、神奈川フィルハーモニアとコンチェルトを共演。2006年より「東京中野区」「清水裕亮&サキソフォネット」にも参加するなど精力的に活動中。瀬川和男、京塵広樹、須川民也、平野公彌の各氏に室内楽を中村均一氏に師事。

《チケット》

小学生500円／中・高生1,000円／一般1,500円 (全席自由席)

※小学生からご入場いただけます。就学前のお子様の同伴やご入場はご遠慮ください。

小田原市民会館事務室 Tel.0465-22-7146

(月曜日定休 19:00 ~ 20:00 / 小田原市本町1-5-12)

有隣堂小田原ラスカ店 Tel.0465-24-7739

(小田原ラスカ5F 10:00 ~ 22:00 / 小田原市栄町1-1-9)

伊勢治書店本店 Tel.0465-2231366

(銀座通り 10:00 ~ 21:00 / 小田原市栄町2-13-3)

伊勢治西店ダイナシティ店 Tel.0465-49-8167

(ダイナシティウエスト3F 10:00 ~ 20:00 / 小田原市中里208)

伊勢治書店ラシックグランザ伊勢治 Tel.0465-49-6350

(ラシック3F 10:00 ~ 20:00 / 小田原市中里296-1)

平井書店 Tel.0465-22-5370

(月~土 9:00 ~ 19:00 / 日・祝日 10:00 ~ 19:00 / 小田原市栄町1-1-129)

クリスマスの午後のひととき、世界の名曲と
楽しいおしゃべりで
心ゆくまで優雅に
愉しみませんか？

2011/12/25 (日)

14:00 開演 (13:00 開場)

小田原市民会館大ホール

《託児サービス(有料)》

事前予約制: 12月16日(金)までにご連絡ください。

*2歳から未就学児童まで

お問い合わせ・お申込み: 音楽の種を蔵く会 実行委員会事務局 / 小田原市文化政策課
TEL 0465-33-1709 FAX 0465-33-1526

○内容に変更がある場合があります。

○会場内での飲食の持ち込みはご遠慮ください。

○駐車場はございませんので、ご来場の際は、電車・バスをご利用ください。